



Title	<史料所見> Calendar of Papal Registers における教皇官僚 (上) : 1198年から1471年まで
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 40(3), 1-63
Issue Date	1992-03-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33592">http://hdl.handle.net/2115/33592</a>
Type	bulletin (article)
File Information	40(3)_PL1-63.pdf



[Instructions for use](#)

<史料所見> *Calendar of Papal Resisters*

における教皇官僚

—— 1198年から1471年まで ——

(上)

東 出 功

《はじめに》

最初に、ある『教会法事典』の記述に注目されたい。①から⑤までの記号は、説明の便宜のために筆者が記入したものである。

“① Les papes eurent aussi leur chapelains. ② Innocent II voulant retirer Pierre, moine du Mont-Cassin, pour l'attacher à sa maison, lui promet de le mettre à son service et lui envoie son chapelain Benoît pour lui ordonner d'abandonner celui de l'empereur. (*Chron. Cassin.,……*) ③ C'est parmi les *cappellani papae* que seront pris au XII<sup>e</sup> siècle ceux qui seront chargés d'instruire les procès portés devant le pape, que l'on appelle aussi les *auditores causarum sacri palatii apostolici*. ④ On y voit l'origine des auditeurs de Rote. ⑤ Le titre de chapelain du pape deviendra également un titre honorifique.” —R. Naz (dir. par), *Dictionnaire de droit canonique* (Paris, 1942), III, 524 (sous CHAPELAIN)

まず①では教皇直属の“礼拝所司祭”の存在が指摘される。また②ではその事例として年代記の記述からインノケンティウス2世の“教皇礼拝所司祭”ベネディクトゥスに言及され、しかもベネディクトゥスは“皇帝礼拝所司祭”ペテルスを勧誘すべくペテルスのもとに派遣されたという。この勧誘が実現していればペテルスもまた“皇帝礼拝所司祭”

から“教皇礼拝所司祭”に変わったはずである。インノケンティウス2世の在位期間は1130年から43年まで、つまり12世紀前半に属する。

ところで④の直前の段落では、各国の国王宮廷における“国王礼拝所司祭”に言及されている。さらに⑤の次の段落では、封建諸侯の居城における諸侯直属の“礼拝所司祭”の存在が語られる。要するに俗界においては皇帝・国王・貴族がそれぞれ直属の“礼拝所司祭”をもち、教皇もまた直属の“礼拝所司祭”をもった。後述の通り枢機卿・大司教・司教も同様である。

本稿において“教皇礼拝所司祭”とは“*cappellanus papae*”あるいは“*chapelain du pape/papal chaplain*”の直訳である。③ではまた“*auditores causarum sacri palatii apostolici*”という教皇直属の官僚に言及されている。彼らは、教皇聖庁において訴訟の聴取すなわち予備的な審理を担当した。③によればこの“聴取判事”は“教皇礼拝所司祭”の中から選任されたという。④は“聴取判事”に関する補足説明である。この予審担当官の制度は13世紀中葉以降のもので、後に“*Rote: Rota Sacra Romana*”と呼ばれる法廷の予審担当官の先駆とされている。この“聖庁ロタ法院”の“聴取判事”については第5節で検討される。

最後に⑤に注目しよう。それによれば“教皇礼拝所司祭”という称号は、単に聖庁ロタ法院の聴取判事という特定の役職のみならず、一種の“名誉の称号”としても用いられたという。すなわち“教皇礼拝所司祭”の称号を帯びているからといって、全員がロタ法院に勤務しているとは限らない。また彼らがいずれかの教皇礼拝所において実際に司祭職を取得していたとも限らない。要するにここで“名誉の称号”とは、いわば称号のみで無任所であることを意味する。

本稿では、表題に明記の通り教皇官僚を検証の対象とする。さらに正確にいうならば、彼らの多様な役職に応じてそれらの役職と占有者とが検討される。何故それが必要か。また最初に“教皇礼拝所司祭”に言及したのは何故か。

結論を端的に言えば、本稿は、別な課題のための予備的な作業に過ぎ

ない。別の課題とはまさに“教皇礼拝所司祭”の実態検証であり、この“教皇礼拝所司祭”の検証を通じて教皇権とイングランド王権との関係を追跡することにほかならない。

この課題の追求に当って最初の障害は、教皇官僚の多様な役職の名称に関する予備知識の欠如であった。なるほど“教皇礼拝所司祭”なるものは、上記の通り単なる“名誉の称号”でもありえた。しかしその相当数は現実に教皇庁のしかるべき部署に勤務しており、史料では役職の名称を併記することが少なくない。従ってそれらの名称に関する予備知識がなくては、史料の判読が不可能になる。

当面の情報源としては、上記の『教会法事典』全7巻が最大限に利用された。しかしそれでもなお実際の史料の判読が困難あるいは不可能であった。いいかえると事典水準・概説水準の情報では不十分であることが判明した。残された手段は、史料それ自体しかない。たとえば“聴取判事”にしても、手もとの史料から最大限に用例を抽出し、その多様な文脈の中で筆者なりの“聴取判事”像を模索せざるをえない。

では本稿で史料とは何か。筆者自身は、これまでも前稿「イングランドにおける司教補佐の代行者委任——1198年から1471年まで」上・中・下(『北海道大学文学部紀要』通巻71・72・73)において、次の2点の刊行史料の“体系的利用法”なるものを試みてきた。

◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Papal Letters*, 12 vols.

以下これを『教皇令状簿』と呼ぶ。

◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Petitions to the Pope*, vol. 1.

以下これを『対教皇請願簿』と呼ぶ。

前稿での“体系的利用法”とは、断片的な情報を単に断片として抽出するような利用法ではなくて、まずこれらの全巻・全頁から司教補佐の代行者委任に関する情報を網羅的に抽出し、その上でそれらの情報の全体

から代行者委任の実態を素描するということであつた。今回もやはり『教皇令状簿』を主要な情報源として、また『対教皇請願簿』を補助的な情報源として、その全巻・全頁から教皇官僚に関する情報を網羅的に抽出して検討する。いいかえると本稿の課題は、これらの情報源の限界の中において、どの程度まで教皇官僚の実態が見えてくるか、それが見える限りにおいて素描することにある。

筆者の積年の課題は、イングランド中世における国家と教会との相互補完的関係の通時的検証である<sup>a)</sup>。上記の前稿もその一環であり、今後一連の作業も基本的に同様である。前稿(下)第7節の末尾でも指摘の通り、イングランド国王直属の聖職者官僚のうちに“教皇礼拝所司祭”の称号を帯びているものが見受けられる。それは何を意味するか。筆者の問題関心からすれば、その意味を可能な限り広範な視野において検討し確認する必要がある。重ねていえば、本稿それ自体はそのための準備作業である。さらに具体的には、教皇庁の各種の役職に関する筆者なりの史的所見の覚書あるいは語彙集に過ぎない。

---

a) この課題に関する最近の拙稿を列挙しておこう。

- (1) 「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」上・中・下『北海道大学文学部紀要』36の1, 36の2, 37の1(1988年)。
  - (2) 「中世イギリスの“王立自由礼拝所”——J・H・デントンの所説に関する覚書」上・下『北海道大学文学部紀要』37の2, 38の1(1989年)。
  - (3) 「〈再説〉ロンドン聖マルティヌス大聖堂——J・H・デントンの所説に関する覚書」『北海道大学文学部紀要』38の2(1990年)。
  - (4) 「イングランドの“司教補佐”——1300年から1541年まで」上・中・下『北海道大学文学部紀要』38の3, 39の1, 39の2(1990年)。
  - (5) 「イングランドにおける司教補佐の代行者委任——1198年から1471年まで」上・中・下『北海道大学文学部紀要』39の3, 40の1, 40の2(1991年)。
- 

なお“教皇礼拝所司祭”について、これまでどのような研究がなされているか。蛇足ながら、参考までにその点に触れておこう。

管見の限りでは、諸家の関心は概して希薄である<sup>b)</sup>。上記の『教会法事典』にしても全7巻で通算5,000頁を超えるが、これについて独立の

項目がない。冒頭の引用にしても“礼拝所司祭”の項目の一部に過ぎず、独立の項目にはなっていない。それ以外には、しかるべき項目の解説の中で断片的に言及されるだけに留まる。要するにこれほどの大事典でも、関心が希薄であるといわざるをえない。

---

b) Peter Partner, *The Pope's Men, the papal civil service in the Renaissance*, Oxford, 1990, pp. 4, 20, 53, 60, 83, 93. たとえば新刊のこの著書でも“papal chaplain”への言及はわずか数回に過ぎず、しかも索引にはその項目がない。またその語義は著者にとって自明であるらしく、解説がまったくなされていない。なおその文献目録には“教皇礼拝所司祭”について次の文献があげられている。これは表題から知られるように、狭義の“教皇礼拝所司祭”に関する研究にはかならない。E. Cerchiari, *Capellani Papae et Apostolicae Sedis: Auditores Causarum Sacri Palatii Apostolici seu Secrae Romanae Rota*, ii (Rome, 1921).

---

本稿の各節では、多様な情報が多様なものとして扱われる。従って各節の末尾では、その節の要点の簡略な総括がなされる。なお人名のカタカナ表記は、原則として英語の発音に準拠する。

## [I]

本稿の主要な情報源は、上記の通り『教皇令状簿』である。しかしここではまず補助的な情報源としての『対教皇請願簿』第1巻に注目しよう。何故か。後者の既刊分はわずか1巻に過ぎないが、それなりに教皇官僚に関する多様な情報を含んでいる。従って本稿の課題の輪郭を大まかに確認するには、むしろこの『対教皇請願簿』の方が好都合であろう。まず補助的な情報源を“試掘”し、その上で主要な情報源の本格的な“発掘”に進もうということである。

では教皇庁の各種官僚に関して、この『対教皇請願簿』はどの程度の情報を含んでいるか。次の〔第1表〕は、表題に記載の通り教皇官僚の一覧表である。これは文面に“教皇礼拝所司祭”と明記されている人物のほか、役職の名称から教皇との何らかの関係が推定されるものをも含んでいる。

記載要領は、一覧表の最初の人物ロバートの事例にそくして説明しよう。彼については、次の記録によって役職の名称が判明する。

…… the pope makes provision to Master Robert de Turre de Adria, *papal writer and abbreviator*, of the canonries and prebends …… in the dioceses of Winchester and Salisbury …… (1343)”——  
Petitions, p. 14.

教皇はロバートに対して、ウィンチェスタ・ソールズベリの両司教管区内でそれぞれ1件の参事会員聖職禄を与えた。この文書はそのことを伝えている。ロバートの役職は斜体字の文言から知られるように、一方では教皇庁において令状等の文書を清書することであり、他方では請願書の要点を抄録することであるという。しかも彼のばあいにはその双方を兼任しているので、まず“請願抄録官”として最初のAの項目に分類され、またRの“清書官”の項目にも●印で記録される。このロバートの事例に限らず、各項目の●印は既出の人物であることを示すものであるが、各項目の員数合計では重複して数えられている。

〔第1表〕『対教皇請願簿』第1巻における教皇官僚等

A: PAPAL ABBREVIATOR	1
Turre de Adria, Robert 1343/14 (年/頁)	
B: PAPAL AUDITOR	26
Bonavento, Giles de 1346/114	Bosqueto, Bernard de 1366/537
Butyl, Thomas de 1412/598 f...	Caulasone, Bernard de 1351/216
Cergeto, Oliver de 1347/125	Creych, Richard de 1417/607
Fabri, Hugh 1365/504	Fastolf, Thomas 1342/3...
Fleming, Gilbert 1349/145	Garsie, John 1411/599
Garsie, Torribius 1411/597	Haberti, John 1361/378
Hugonis, Aymeric 1358/333	Jaurens, John de 1346/110
Lenne, William de 1359/349	Marsenhaco, Stephen de 1353/244
Narnia, Alioctus de 1351/216	Novodompno, Bernard de 1347/125
Paxton, Thomas de 1362/395...	Requisen, Bernard 1347/128
Robinelli, J 1366/537	Stratton, Robert de 1362/395...
Subdury, Simon de 1349/169...	Trayl, Walter 1379/540...

*Calendar of Papal Registers* における教皇官僚 (上)

Urbino, Dynus de 1346/114	Zerzeto, Oliver 1343/30
C: PAPL CHAPLAIN	..... 68
Ade, William 1416/605	Amiger, John 1344/35
Askeby, William de 1363/418	Aula, Malcolm de 1406/633
Balbothin, John 1409/638	Bardis, Frederick 1342/7
Beck, Anthony 1344/38	Blacburn, William de 1412/598
Bury, Richard de 1343/29	●Butyl, Th. de 1412/599...
Clementialis de Brolio, 1359/348	Clerici, John 1409/595
Comyn, William 1345/86	Conyngnam, William de 1412/598...
Coygniees, David de 1344/37	●Creych, R. de 1417/607
Cumyn, William 1343/15	Cuturiaco, Bernard de 1347/127...
Danialston, Walter de 1418/608	Edendon, William de 1357/290
Faucor, David 1395/581	Galliciano, Peter de 1343/21...
Galteri, James 1418/609	Haldenston, James de 1418/608
Havering, Richard 1342/10...	Hawyk, John de 1394/585
●Jaurens, J. de 1346/110	Kant, Laurence 1394/618
Kinnimond, Thomas de 1351/215	Kynymneth, Thomas de 1358/328
Leche, John 1395/585	Leche, John 1406/622
Lyons, John 1366/522...	Mandavilla, Simon de 1409/638...
Markearwill, Thomas 1346/119	Mar, David de 1354/257...
Marr, John de 1345/85	Machane, Thomas de 1418/608
Milbourne, Thomas de 1378/547	Moysam, John 1378/547
●Novodompno, B. de 1352/234	●Paxton, Th. de 1363/470...
Pelegrini, Raymund 1365/510...	Pilmer, John 1350/200...
Rae, William 1363/400	Reppes, John de 1343/25...
Rollok, John 1411/599	Sapiti, Simon 1342/3
Stace, John 1347/110	Stamford, Roger de 1344/35
Steward, Alexander 1347/127	Storme, Robert 1409/595
Stratford, Robert de 1343/14...	●Stratton, R. de 1362/395...
Tileto, Gerald de 1343/20	●Trayl, W. 1379/540
Twynham, Walter 1344/83	Varesiis, Tido de 1347/127...
Vorelon, James de 1358/309	Wallensis, David 1342/2
Wardlaw, Walter de 1378/550	Wilton, Robert de 1403/629
Woderoue, John 1360/356	Young, Robert 1418/612
M., J. de 1355/289	....., Thomas 1344/40
"said Thomas 1344/83"	....., Lewes 1355/285
D: PAPAL CHAPLAIN, HONORARY	..... 8



北大文学部紀要

●Ade, W. 1416/605	Balnanis, John de 1414/602
●Hawyk, J. de 1394/579	Hotoft, John de 1363/402
Kilkunert, Thomas de 1417/606	Mannyng, Reginald 1349/179
●Marr, J. de 1359/346	....., Walter 1366/534
E: PAPAL COLLECTOR	..... 7
Concorete, Itherius de 1344/57	Grinlawe, William de 1353/253...
●Leche, J. 1395/585	Mardefeld, Nicholas de 1359/345
Peblis, John de 1378/538	Pelegrini, Hugh 1358/310...
●Pelegrini, R. 1365/510...	
F: PAPAL CONSISTORY, ADVOCATE OF THE	..... 1
Sallowe, William de 1349/174	
G: PAPAL HOUSEHOLD, MEMBER OF THE	..... 3
Camera, William de 1412/598...	Spineto, John 1415/607
Tiningham, Adam de 1378/538...	
H: PAPAL LEGATE	..... 2
Maillesec, Guy de 1378/550	Thoresby, John 1363/472
I: PAPAL NOTARY	..... 6
Ofida, Vanninus G. de 1344/34	Orsini, Francis, 1348/141...
Orsini, Raynald 1347/107...	Sancto Mario, Francis de 1357/293
Sancto Maximo, Fr. de 1357/294...	Wulmer, Robert de 1354/261
J: PAPAL NUNCIO	..... 9
Capucio, Nicholas de 1358/310...	●Concorete, I. de 1344/38...
●Grinlawe, W. de 1363/409	●Lenne, W. de 1366/518
Mac Morin, William de 1395/585	Norwico, William de 1342/3
●Pelegrini, H. 1357/293...	●Pelegrini, R. 1343/21...
Sistre, Bernard 1342/3...	
K: PAPAL PENITENTIARY	..... 2
Ringstede, Thomas 1355/285...	Rossy, Thomas de 1378/549
L: PAPAL PHYSICIAN	..... 1
Parma, John de 1349/189	
M: PAPAL PROCTOR	..... 1
Marascall, John 1378/550	
N: PAPAL SCHOLAR	..... 1
Harewell, John de 1363/425	
O: PAPAL SECRETARY	..... 2
Raymbaudi. Transmontanus 1355/290	
Turre, William de 1344/43	

Calendar of Papal Registers における教皇官僚 (上)

P : PAPAL SERVANT .....	2
Loqworvardi, William de 1378/550	
Salyng, Geoffrey 1363/417	
Q : PAPAL SUB-COLLECTOR .....	4
Bricii, Walter 1378/539	Moffet, Walter de 1382/565
●Tiningham, A. de 1361/379	●Wardlaw, W. de 1359/339
R : PAPAL WRITER .....	5
●Spineto, J. 1415/603...	●Turre de Adria, R. 1343/14...
●Turre, W. de 1344/43	Wallensis, David 1342/2
....., Eustace 1343/73	

要するに延べ149名のうち重複が21名あり、実数にして128名の身分あるいは役職が判明した。Cの“教皇礼拝所司祭”とDの“教皇礼拝所‘名譽’司祭”とは、とりあえず史料の記載の相違に応じて別項目とした。両者の関係については、稿をあらためて検討する。いずれにせよ“教皇礼拝所司祭”が検出件数において抜群である。ここでは、まずもってその事実注目しておこう。

\* \* \* \* \*

この〔第1表〕は本節の冒頭で述べたように、本稿の補助的な情報源を“試掘”した結果の一覧表である。AからRまでの各項目は、いずれも“教皇の”という限定詞を冠している。それらは『対教皇請願簿』第1巻の全頁から無作為にまた網羅的に抽出し配列したもので、大半は“役職”の呼称と見なされる。しかし少なくとも“教皇礼拝所司祭”や“教皇礼拝所‘名譽’司祭”は、後述の通り“役職”というよりはむしろ“身分”の呼称であり、またGの“教皇家政構成員”も同様であろう。

次節以下ではこれらについて、主要な情報源『教皇令符簿』から情報を追加しながら検討を進めたい。ではどのような順序が適切か。筆者は前節《はじめに》の冒頭において R. Naz (dir. par), *Dictionnaire de droit canonique* の記述に注目した。その第4巻に《CURIE ROMAINE》の項目があり、そのいわば目次は次の通りである。

CURIE ROMAINE : par P. Torquebiau (pp. 971-1008)

REMARQUE PRÉLIMINAIRES

I RAISON D'ÊTRE HISTORIQUE DE LA CURIE ROMAINE  
II HISTOIRE SUCCINCTE DES AUXILIAIRES DE  
PONTIFES ROMAINS DANS LE GOUVERNEMENT DE  
L'ÉGLISE UNIVERSELLE

1° Jusqu'au XII<sup>e</sup> siècle

1 Le presbyterium romain

2 Les conciles romains

3 Les premiers offices [▽]

a) La Chancellerie apostolique

b) La Chambre apostolique

4 Un tribunal de for interne : la Pénitencerie

2° Du XII<sup>e</sup> au XVI<sup>e</sup> siècle

1 Les consistoires

2 Le tribunal de for externe :

la Rota romaine ; ébauche de la Signature apostolique

3 La Secrétairerie de brefs [△]

3° Du XVI<sup>e</sup> siècle au Code de droit canonique (1918)

III LA CURIE ROMAINE DANS LE DROIT DU CODE

IV LA CURIE ROMAINE PENDANT LA VACANCE DU  
SIÈGE PONTIFICAL

教皇官僚の身分・役職を素描するには、教皇庁の機構に相応の配慮を  
しなくてはならない。しかも歴史の文脈にも配慮するとすれば、この目  
次から貴重な示唆がえられないか。本稿は、このうちで [▽] から [△]  
までの各項目に該当する。次節以下は〔第1表〕の身分・役職をこの目  
次に関連させながら検討したい。

[II]

そこで最初に検討されるのは、“les premiers offices”としての2省庁  
すなわち“Cancellaria Apostolica”と“Camera Apostolica”とである。こ

れらが“最初の省庁”といわれているのは、教皇の家政から省庁として最初に独立したという理解によるものか。

◎ Cancellaria Apostolica——“聖庁尚書院”

この訳語については、一般の慣例に従った。その主要な業務は、公式文書の起草・記録・発給である。前出『教会法辞典』によれば、かつてその業務担当者に関して“notarius, cartularius, scriniarius”などの呼称が見受けられ、また主任者は“primicerius notariorum”“protoscriniarius”などと呼ばれていた。また首席者に関する“cancellarius”という呼称は11世紀から顕著になり、次席は“vice-cancellarius”と呼ばれる。しかしやはり『教会法辞典』によれば、理由不明ながら“尚書院長官”の称号は1187年までしか使用されず、それ以降は“尚書院‘副’長官”しか確認されない。

語義の確認は以上に留め、ここでは“聖庁尚書院”の関係者が『教皇令状簿』からどの程度に検出されるか、それを見届けておこう。

- [1] ① “Confirmation …… of the grant made by William, master of the schools at Parma, *vice-chancellor of the Roman church* …… to John de Camezano …… of the canonry and prebend of Exeter …… (1252)”——*Letters*, I, 280. ② “Confirmation of the sentence …… by which William, master of the schools of Parma, *papal vice-chancellor* …… conferred on Thomas …… the perpetual vicarage of St Botolph, Cambridge …… (1252)”——*ibid.*, p. 281.

ウィリアムは“尚書院‘副’長官”であり、①ではジョンにエクセタ司教座の参事会員聖職禄を贈与し、この令状によって教皇からその贈与の追認を受けた。また②によれば、同じ“尚書院‘副’長官”ウィリアムがトマスに対してケムブリヂ聖ボトルフの司祭代理職を贈与している。

- [2] “To Peter [des Prés], [cardinal] bishop of Palestrina, *vice-chancellor of the Roman church*, and Anibaldus [de Ceccano], [cardinal] bishop of Tusculum, *papal nuncios*. Mandate to betake themselves

to the kingdoms of France and England, and to induce the kings thereof to make peace …… (1342)”——*Letters* III, 71.

この令状はフランス・イングランドの和平実現のために2名の枢機卿を両王国へ派遣するもので、前者つまりピータは“尚書院‘副’長官”である。

- [3] ① “[The office of notary public is conferred to] William Ferroure …… of the diocese of Winchester, who has been found fit after examination by Master Bartholomew Francisci, provost of St Stephen’s, Prato, in the diocese of Pistoja [Italy], papal notary, *regent of the chancery* of the holy Roman Church (1394)”——*Letters*, IV, 503. ② “…… examined by Master B. Francisci …… papal notary, *regent*, by the pope’s order, *of the chancery* of the holy Roman church (1403)”——*Letters*, V, 559. ③ “To Master B. Francisci …… papal notary. Mandate …… to him, who is *regent of the chancery* of the holy church (1405)”——*Letters*, VI, 31.

①の令状自体は、ウィンチェスタ司教管区所属のウィリアムに“公証人”の資格を認定したものである。この認定に当ってはバーソロミユウが審査を担当し、適格の判定を与えた。問題はバーソロミユウの職務上の地位であり、彼は3通すべての文面において尚書院の“*regent* ← *regens*”であるという。それはどのような役職か。この役職については『教会法辞典』にも説明がないので、当面は『教皇令状簿』の文面からそれを判断せざるをえない。②によれば、彼がこの役職を“教皇の命令によって”取得したという。

- [4] ① “…… by Branda [Castiglioni], bishop of Piacenza [Italy], *regent of the chancery* …… for Angelus [Acciaiolus], [cardinal] bishop of Ostia, vice-chancellor (1405)”——*Ibid.*, p. 93. ② “To Master Paul de Jovinacio [Giovenazzi], canon of Patras [Greece], papal notary. Mandate to him, who by the pope’s order is *regent of the chancery* in the absence of John [de Bronhiaco], bishop of

Ostia, vice-chancellor (1413)”—*Letters*, VI, 422. ③ “…… by Master P. de Juvenacio [*sic*] …… papal notary, acting as vice-chancellor …… in the absence of John, bishop of Ostia [vice-chancellor] (1414)”—*Ibid.*, p. 351.

①のブランダもこの役職を帯びているが、それは“for Angelus”であるという。その意味は、②の令状によって“尚書院‘副’長官”の不在中の職務代行者であることが判明する。①のブランダも“尚書院‘副’長官”アンゲルスの職務代行者であろう。②のポールもまたその役職を“教皇の命令によって”取得した。さらに同じポールは、③によれば“尚書院‘副’長官”の不在中に“尚書院‘副’長官”として職務を遂行するということで、まさに“摂政”を連想させる。

[5] “…… Moses, subdeacon of the holy Roman church, vice-chancellor (Moysi …… subdiaconi *vicem agentis cancellarii*) (1418)”—*Letters*, VII, 129.

原文が併記され、そこに“尚書院の執行者に代わって”と書かれている。斜体字の文言がそれである。『教皇令状簿』の編者はそれを“尚書院‘副’長官”と読んでいる。

[6] ① “…… by Francis [de Meez], Benedictine abbot of St Oyan de Joux, in the diocese of Lyons [France], ruling the office of the chancery …… in the absence of John, bishop of Ostia, vice-chancellor (1422)”—*Ibid.*, p. 215. ② “…… by Francis, [bishop-]elect of Geneva, ruling by order of the pope the chancery of the holy Roman church (1426)”—*Ibid.*, p. 529.

フランスは①の時点で修道院長であるが、②の時点では司教に選任されている。

[7] ① “…… de mandato domini B[lasii Molino] Graden. *cancellariam regentis* …… (1423)”—*Ibid.*, p. 298. ② “…… de mandato Domini B[lasii patriarche] Graden. [patriach of Grado, Italy], *Cancellariam*

*apostolicam regentis* (1431)”——*Letters*, VIII, 369 note.

斜体字の文言は [6] の “ruling (the office of) the chancery” の原文を連想させる。

[8] ① “…… domini G[erald] Faidit] Cons[er]anensis] Regentis Can[cel-  
lari]a[m] …… (1425)”——*Letters*, VII, 392. ② “…… by Gerald,  
bishop of Conserans [France], regent …… (1428)”——*Letters*, VIII,  
65. ③ “…… by Gerald, bishop of Conserans, ruling by order of  
the pope the chancery …… (1428)”——*Ibid.*, p. 146.

ここでも [7] と同様の対応関係が連想される。なお“教皇の命令によっ  
て”という文言は [3] ② [4] ② [6] ② にも見られた。この文言がなく  
ともこの役職の任命はすべて教皇の命令によったものと推定される。

[9] ① “…… by Christopher [de Sancto Marcello], bishop of Rimini  
[Italy], regent of the papal chancery …… (1443/4)”——*Letters*, IX,  
359. ② “…… de mandato domini C. Ariminen., [Vicecancellarii]  
*locum tenentis* (1441)”——*Ibid.*, p. 159.

②も同じクリストファに関する記述であり、彼は“尚書院副長官の職務  
代行者”であるという。

[10] ① “…… Jo. Zamoren. *viceregentis* …… (Dec. 1455)”——*Letters*,  
XI, 279 note. ② “…… by John [de Mella] bishop of Zamora  
[Spain], regent of the papal chancery …… (May 1455)”——*Ibid.*,  
p. 281. ③ “…… John de Mella, a papal chaplain and auditor ……  
(1461)”——*Ibid.*, p. 692.

①の斜体字の文言は、誤記でないとすれば“尚書院副長官の職務代行者  
の副官”である。しかし彼は②において、すなわち同年のしかもほぼ半  
年前の令状においてすでに職務代行者であった。副官への降格というよ  
りは、誤記と考えたい。記録作成者の念頭にあったのは“vice[*cancellarii*]  
*regens*”ではないか。

- [11] “…… dominus A(lvarus Alfonsi) episcopus Elboren. [bishop of Evora, Portugal], *Cancellarie Apostolice Regentis* …… (1496)”——*Letters*, XII, 385 note.

斜体字の文言は [7] ①② や [8] ① と異なっている。上記のばあいは尚書院がいずれも “-iam” という対格で示され、現在分詞 “regens” の目的語になっていたが、このばあいは属格で書かれている。しかし意味に変化があるとはおもわれない。

『教皇令状簿』の原題は、あえて全訳すれば『教皇記録簿の抄録——大ブリテンおよびアイルランド関係分：教皇令状編』である。『対教皇請願簿』とは、その「対教皇請願編」にほかならない。従って本稿は、教皇庁官僚機構の文字通り“管見”に過ぎない。これが管見に過ぎないことの例証として、とりあえず前出 [4] ① のブランダに関する次の記載に注目したい。

- [12] “Branda de Castelione [*sic*], *auditor sacri palatii*; 1392, maii 13; promotus ad ecclesiam Sagonen. anno 1391. Anno 1403, mittitur *nuntius et collector* in Ungariam”——E. Cerchiari, *Cepellani Papae et Apostolicae Sedis*, II (1920), p. 38.

この文献によれば、彼は “auditor” “nuncio” および “collector” の前歴をもっているが、『教皇令状簿』にはその情報がない。大ブリテンおよびアイルランドと無関係の行為は、そもそも『教皇令状簿』に収録されないからである。しかしこの史料集自体のそのような限界にもかかわらず、問題の“尚書院‘副’長官”について、またその職務代行者について輪郭の一部が見えてきた。次の〔第2表〕は、筆者が『教皇令状簿』全12巻から発見しえた限りでその全員を収録したものである。大半については、上記一連の引用で言及されている。言及されていないもの3名は\*印で示した。

表の記載要領は、实例にそくして説明する。



〔第2表〕 “VICE-CHANCELLOR” “REGENT”

○省略表記○

cd bp: cardinal bishop [of]	bp: bishop [of]
auditor: papal auditor	chapl: papal chaplain
notary: papal notray	nunc: papal nuncio
referendary: papal referendary	subdeacon: papal subdeacon

《Vice-Chancellor》

……, William, <master of the schools of Parma>: 1251 (I-281)

◇ 〈 〉 の記載は他の聖職を示す。彼がこの役職にあることは1215年の記録で確認され、それは『教皇令状簿』第1巻281頁に収録されている。

Prés, Peter de, <cd bp Palestrina>: 1342 (III-71) / nunc

……, Arnald, <cd pr St Prisca's>: 1312 (II-106) / nunc

◇ 斜線以下の記載は、その身分・役職が確認されることを示す。

Acciaiolus, Angelus, <cd bp Ostia>: 1405 (VI-93)

Bronhiaco, John de, <cd bp Ostia>: 1413 (VI-422...)

◇ 点線は、ほかの頁からも副長官としての情報がえられることを示す。

……, Moses: 1418 (VII-129) / subdeacon

《Regent of the Chancery》

Francisci, Bartholomew, <provost of Pistoja>: 1403 (IV-503, V, VI) / notary

◇ 第5巻・第6巻からも職務代行者としての情報がえられることを示す。

Castiglioni, Branda, <bp Piacenza>: 1405 (VI-93)

Giovenazzi, Paul, <canon of Petras>: 1413 (VI-422) / notary

Meez, Francis de, <abbot St Oyan>: 1422 (VII-215...)

Molino, Blasius, <patriarch Grado>: 1423 (VII-298..., VIII, IX)

Faidit, Gerald, <bp Conserans>: 1425 (VII-392..., VIII)

\* Jeune, John le, <bp Amiens, bp Térouane>: 1433 (VIII-486 n..., IX)

/ referendary

\* Franciscus, Honofrius, <bp Meldi>: 1444 (IX-451...)

Sancto Marcello, Christopher de, <bp Rimini>: 1443/4 (IX-359...)

\* Eruli de Narnia, Bernardus, <bp Spoleto>: 1450(X-455...)

Mella, John de, <bp Zamora>: 1455 (XI-279...) / auditor / chapl

Alfonsi, Alvarus, <bp Evora>: 1469 (XII-385 n)

斜線以下の身分・役職については、後続の各節で検討される。

\* \* \* \* \*

これまでの検証結果について、当面の所見を要約しよう。いわゆる“尚書院‘副’長官”が事実上の長官であること、また引用 [12] の文言にそくしていえば“聖庁尚書院の職務代行者”なるものが存在することは、本文で指摘の通りである。しかも後者は、事実上の長官が不在の期間中に“教皇の命令によって”事実上の長官職を代行したという。この両者について、ここでは [第2表] にそくして、とりあえず次の2点を指摘しておきたい。

○ 第1点 [第2表] 上段の“尚書院‘副’長官”5名のうちで、3名が司教枢機卿であった。この官職は、枢機卿のうちでもおそらく最高級の聖職者が兼任すべきものであったと見なされないか。当面はそれを推定として述べておきたい。

○ 第2点 [第2表] 下段の“職務代行者”12名中では8名について、現職司教であることが確認された。ほかの4名については、順に参事会長・参事会員・修道院長・総大司教の地位が記載されている。この“職務代行者”とは、原則として司教が兼任すべきものか。これも推定として述べておきたい。

### [III]

本節の課題は“聖庁財務院”であり、これは『教会法事典』によれば“尚書院”と並んで“最初の省庁”の一つである。

#### ◎ Camera Apostolica——“聖庁財務院”

聖庁の財務担当部局が“camera”と呼ばれるのは、1017年以來のことであり、それ以前は概して“fiscus”と呼ばれていたという。これも『教会法事典』の記述である。

『教皇令状簿』では原文の“camera”が“chamber”と表記されること

もあり、従ってその長官“*camerarius*”には一般に“chamberlain”という訳語が当てられる。では『教皇令状簿』で“papal chamberlain”と書かれているものは、すべて“財務院長官”であるか。

教皇の“chamberlain”の意味は、基本的に“chamber: *camera*”それ自体の意味に依存する。その“部屋”が私的居住空間つまり“寝所”であれば、そこの勤務者とは“侍従”であろう。また“部屋”が別個の独立部局であれば、もはや単なる“侍従”ではない。聖庁財務院長官職がそれである。尚書院のばあいとは異なってこの用語あるいは訳語にはそのような事情があるので、まず最初に一覧表を提示しよう。

以下の〔第3表〕は『教皇令状簿』に“chamberlain”と記載されているものの一覧表である。これ以下の一覧表では、後段での検討の便宜のために次の通り上段・下段に区分することがある。

なお“chamberlain”は『対教皇請願簿』から検出されず、従って第1節の〔第1表〕には記載されていない。その点では前節の尚書院関係者と共通している。

### 〔第3表〕 “CHAMBERLAIN”

《単に“chamberlain”であることだけが確認されるもの》

○省略表記○

cd pr: cardinal priest [of]	abp: archbishop [of]
abbr: papal abbreviator	clerk: clerk of the papal <i>camera</i>
coll: papal collector	legate: papal legate
memb: member of the papal household	
orator: papal orator	penit: papal penitentiary
secr: papal secretary	writ: papal writer
<honorary>: honorary chamberlain	
<cubicular>: <i>cubicularius pape</i>	

……, S.: 1218 (I-56…)

……, Bertrand, <bp Alby>: 1309 (II-59…)

……, …… , <bp Marseilles>: 1320 (II-209)

Caraczolus, Conrad, <abp Nicosia>: 1399 (V-286…)

Conzié, Francis, <abp Narbonne>: 1411 (VI-171, VII)

Scarampi, Lewis, <cd pr St Laurence's in Damaso>: 1441/2 (VIII-318...)  
 Hamilton, David de: 1446 (IX-558) <honoray>  
 Mezzarota Scarampi dell'Arena, Lewis, <cd pr St Laurence in Damaso>:  
 1447 (X-269, XI)  
 Candour, Thomas: 1451 (X-101...) <cubicular>

《ほかの身分・役職も確認されるもの》

……, Pandulph, <bp Norwich>: 1218 (I-52...) / legate / notary  
 / subdeacon  
 Ferentino, John de: 1236 (I-157...) / subdeacon  
 ……, Boetius: 1254 (I-295) / clerk  
 Montebruno, Peter de: 1268 (I-425) / notary  
 ……, Peter, <abp Narbonne>: 1273 (I-443) / notary  
 ……, Berard, of Naples: 1284 (I-473...) / notary / subdeacon  
 Trebis, Nicholas de: 1289 (I-509...) / notary  
 Bosco, Peter de, <bp Dax>: 1393 (IV-481..., V) / nunc / secr  
 Physici, Leonard, <bp Fermo>: 1406 (VI-95) / auditor / chapl  
 Cajetanis, Anthony, <bp Bologna>: 1407 (VI-113) / legate / penit  
 Strozis, Marcellus de, 1409 (VI-148) / coll / nunc (cubicular)  
 Caputgrassis, Paul de: 1411 (VI-170...) / clerk / coll / memb / nunc  
 / writ <cubicular>  
 Flemmyng, Richard: 1418 (VII-5) / nunc <honoray>  
 Fiton, John: 1423 (VII-14...) / memb <honoray> <cubicular>  
 Turnbule, William: 1432/2 (VIII-281...) / memb / nunc <honoray>  
 Holes, Andrew: 1433 (VIII-459..., IX) / subdeacon <honoray>  
 Moleyns, Adam: 1435 (VIII-218...) / clerk / coll / memb / notary <honoray>  
 Condulmarus, Francis, <cd pr St Clement's>: 1435 (VIII-283...)  
 / vice-chamberlain  
 Sutton, Robert: 1438 (VIII-264...) / abbr / memb <honoray>  
 Clementis, Vincent: 1440 (VIII-224...) chapl / coll / nunc / orator /  
 subdeacon <honoray>  
 Montegomere, Adam de: 1446 (VIII-245) / memb <honoray>  
 Sharpe, Henry: 1448 (X-18) / abbr <cubicular>  
 Radclyff, William: 1451/2 (X-125...) / abbr <cubicular>  
 Hope, Thomas: 1463 (XI-654) / abbr / nunc <cubicular>

☆ 集 計 ☆

abbreviator	4	auditor	1
chaplain	2	cleak	3
collector	4	legate	2

member	8	notary	6
nuncio	7	orator	1
penitentiary	1	secretary	1
subdeacon	5	writer	1

- [1] ① “Requesting safe-conduct …… for Richard Flemmyng [*sic*], S.T.P., *papal chamberlain*, whom the pope is sending for affairs of the pope and the Roman church to England (1418)”——*Letters*, VII, 5. ② “…… and [for] William [Turnbule], *papal chamberlain*, papal nuncios and members of the pope’s household, whom the pope is sending on business of the pope and Roman church to divers parts, and for six companions and members of their households (1432/33)”——*Letters*, VIII, 281. ③ “…… Adam Moleyns, a *chamberlain of the pope*, and a member of the household …… (1435)”——*Ibid.*, p. 218. ④ “…… the recent death in Italy (*his partibus*) of Master Robert Sutton, a *papal chamberlain* (1438)”——*Ibid.*, p. 264. ⑤ “To Adam de Montegomere …… Appointing him, who is a kinsman of James, king of Scots, a member of the pope’s household and a *papal chamberlain* (1446)”——*Ibid.*, p. 245. ⑥ “To David Hamylton [*sic*], dean of Aberdeen [Scotland], S.T.B., a *papal chamberlain* (1446)”——*Letters*, IX, 558.

〔第3表〕で〈honorary〉と書かれているもの9名のうちから5名について、令状の文言を引用した。これらの事例から知られるように、令状の文面は彼らの称号が“〈honorary〉 papal chamberlain”であることを示す文言を含んでいない。それが“名誉称号”であることは、わずかに『教皇令状簿』第7・8・9巻の事項索引から知られるに過ぎない。いいかえるとこの3巻に限って編者が各巻の索引でそれに言及しており、筆者にとってはこれが唯一の手がかりであった。

ではこの“名誉称号”とは何か。また“名誉称号”なるものは、この9名だけに特有のものか。それらの疑問について筆者には解明の手がかりがない。ここではとりあえずこの9名中の5名が“教皇の家政の構成員”つまり“宮廷居住者”であったことに注目しておこう。またほかの

2名が“papal subdeacon”であること、つまり“教皇副助祭”であることにも注目しておきたい。この“教皇副助祭”の意味については、本稿(下)で検討する。

①②はいずれも道中の安全保障の令状である。②では“教皇家政構成員”としてのウィリアムが彼自身の“家政構成員”を帯同して出張するという。④のロバートは別な令状によって“家政構成員”であることが知られ、イタリアで死亡している。

[2] “…… by Francis [Conzié], archbishop of Narbonne, papal chamberlain (*camerario*) …… (1411)”——*Letter*, IV, 171.

この人物は大司教職にある。いわゆる“財務院長官”は、枢機卿・大司教・司教級の聖職者が兼任するという<sup>1)</sup>。現に枢機卿・大司教・司教であるものは、令状文面で確認が可能な限り〔第3表〕にそれを併記しておいた。

---

1) “Le camérier …… était toujours évêque ou archevêque. Au XIV<sup>e</sup> siècle, il ne pouvait être cardinal …… par exception que Arnaud de Canteloup, camérier sous Clément V, de 1305 à 1307, est cardinal du titre de Saint-Marcel. Au XV<sup>e</sup> siècle le camérier est cardinal.”——R. Naz, *Dictionnaire*, III, 414. 枢機卿については時期によって変動があった。

---

[3] ① “…… safe-conduct for Master Paul de Caputgrassis of Sulmona, doctor of canon law, archdeacon of Ravenna, papal chamberlain (*cubicularius*) and writer, and member of the pope’s household …… (1413)”——*Letters*, VI, 182. ② “…… at the petition of John Fiton, rector of Stokport in the diocese of Lichfield, papal chamberlain (*cubiculario nostro*) …… (1423)”——*Letters*, VII, 14.

この2名については、ここに引用の通り“*cubicularius*”という原語が併記されている。語源は“*cubiculum*: bedchamber”であり、従ってこれは“papal privy chamberlain”すなわち侍従職であろう。

[4] ① “…… venerabilis juris utrisque doctor dominus Guillelmus

Radclyff [William Radclyff] de Anglia fuit receptus in *cubicularium* sanctissimi domini nostri pape. / Et de ipso officio fideliter exercendo in manibus reverendi patri domini A(storgii Agnesi) dei gratia archiepiscopi Beneventani [Benevento] in camerariatus officio locum tenentis [*sic*, lieutenant of the chamberlain] debitum prestitit in forma consueta juramentum …… (1447)”——*Letters*, X, 274. ② “…… legum doctor dominus Henricus Sarpe [Henry Sharpe] de Anglia fuit admissus in *cubicularium* sanctissimi domini pape. / Et …… [as above] …… (1447)”——*Ibid.*, loc. cit. ③ “…… vir dominus Thomas Candour decretorum doctor rector parochialis ecclesie de Pimperon’ Saresbiriensis diocesis [Pimperne, do. Salisbury] fuit admissus in *cubicularium* sanctissimi domini nostri pape. / Et …… [as above] …… (1447)”——*Ibid.*, loc. cit. ④ “…… dominus Thomas Hope, de antiquis *cubiculariis* domini Pii, receptus per signat(urum) sup (plicationis) domini Pauli etc. / Juravit de ipso officio fideliter etc. exercendo in forma …… (1467)”——*Letters*, XII, 391 f.

この4名も同様に教皇の侍従であろう。①②③は同じ頁に収録され、①②のウィリアムおよびヘンリについてはイングランド出身者であることが明記されている。これら3件の令状は、侍従職への任用の辞令である。斜線以下では、それぞれの任用に当って誠実宣誓がなされたことを述べている。①では財務院長官代理としてベネヴェント大司教がその宣誓を受理したという<sup>2)</sup>。また④によれば、トマスはピウス2世の侍従であったが、その後継者パウルス2世の意向によって引き続きその侍従に任用され、同様に宣誓がなされている。

これらの“侍従”6名中で“家政構成員”はわずか2名に過ぎない。しかしその2名とは『教皇令状簿』に明記されているものであり、他の4名もおそらく当然のことながら“家政構成員”であろう。“chamberlain”は“侍従”でもありえた。そのことからすれば、上記の“名誉称号”は“名誉侍従”であろうか。

× × × × ×

本節ではほかに “clerk of the Papal Camera” と呼ばれる官職について検討しよう。この官職は、すでに [第3表] においても3名について確認されていた。では聖庁財務院の“書記官”とは、財務院の機構においてどのような官職か。そこでまず簡単にその機構を概観しておこう。

“The apostolic chamberlain (a) was inevitably of cardinal’s rank; beneath him a vice-chamberlain (b) and an apostolic treasurer (c) ran the financial administration. A banker (d) chosen to run the main chamber account was classified as a papal household official, known as the depositary; he co-operated with the clerks of the chamber (e) in keeping and auditing the main account books. The chamber clerks, normally seven in number from the time of Eugenius IV, were principal administrative officers of the bureau. They were supervised by the vice-chamberlain and the treasurer.”——P. Partner, *op. cit.*, p. 24.

まず財務院長官について書かれている。著者によれば、長官は枢機卿に限られるという。これは著者の関心が書名にあるようにルネサンス期とりわけ15世紀に向けられていることによるもので、それ以前には [第3表] に記載の通り、大司教や司教がこれを兼任する時期もあった。

長官は (b) (c) 2名の副官をもち、これら副官が銀行家<sup>2)</sup>と“書記官”とを統括するという。また“書記官”の定員は7名ということであるが、ほかにいわば“定員外書記官”なるものも存在した<sup>3)</sup>。いずれにせよ財務院全体で定員がわずか7名であるということは、彼らが“principal officers”つまり管理職であることを示している。

---

2) 銀行家に関する事例を引用しておこう。“…… 4,000 gold florins of the camera to Nicholas de Ricii, sometime banker (*depositarius*) of the moneys of the camera, or to the members of the company of the Ricii, merchants of Florence (1407)” ——*Letters*, VI, 94.



3) パートナによれば、1418年15名、1420年13名、1425年15名、1430年10名の書記官が確認されるという。定員外の書記官には報酬がなく、定員内書記官職へのいわば期待権が与えられた。P. Partner, *op. cit.*, p. 94.

〔第4表〕 財務院の“CLERK”

《単に“clerk”であることが確認されるもの》

……, Payn: 1247 (I-238)  
 ……, Palmerius: 1254 (I-294)  
 ……, Geoffrey: 1283 (I-469)  
 Eugubio, Peter: 1300 (I-586)  
 Amelia, John de: 1342 (III-76)  
 Cliderow, John: 1422 (VII-10)  
 Boncontibus, Guinifortis de: 1447 (X-274)  
 Sanctortlaria, Petrus: 1447 (X-273)  
 Turlono, Jacobus: 1447 (X-272...)  
 Valle, Nicholaus de: 1447 (X-272...)  
 Cambrim, Robertus de: 1467/8 (XII-392)  
 Sinibaldi, Falcone: 1467 (XII-390)  
 Bonaparte, Nicholaus de: 1469 (XII-391)  
 Forlivio, Antonius de: 1469/70 (XII-391)

《ほかの身分・役職も確認されるもの》

……, Boetius: 1248 (I-258) / chamb [1254 (I-295)]  
 Veçano, Geoffrey de: 1282 (I-176...) / chapl / coll / legate / nunc  
 Lascapon, John de: 1309 (II-78) / agent / coll  
 ……, Sinitius: 1363 (I-391...) / nunc / subdeacon / writ  
 Dardani, James: 1381 (IV-261...) / chapl / coll / nunc  
 Gentilis, Cosmatus: 1381 (IV-263) / chapl / coll / nunc / receiver  
 Caputgrassis, Paul de: 1411 (VI-170) / coll / <cubicular> / memb  
 / nunc / writ  
 Moleyns, Adam: 1439 (VIII-317) / coll / <cubicular> / memb / notary  
 Caunton, Richard: 1445 (VIII-305, X, XI) / chapl  
 Cousin, S.: 1447 (X-273) / notary  
 Lauezius, F.: 1447 (X-272) / notary

下段の最初の人物は“財務院長官”であるか、あるいは“侍従”であるか。『教皇令状簿』では弁別が不可能である。彼が“chamberlain”と

書かれるのは、6年後つまり1254年のことである。すでに“侍従”と確認されたものが2名あり、彼らはまさに“侍従”程度であるから“書記官”でもありえたといえよう。すでに長官であれば、もはや“書記官”でありえない。

[5] “…… in manibus reverendi domini Roberti de Cambrim (?) *clerici mensarii* [*Camere*] etc.…… (1467/8)”——*Letters*, XII, 392.

これは、前出 [4] ④の末尾の部分である。ロバートは、財務院の“月番書記官”と書かれている。再任の“侍従”トマスから宣誓を受任している。[4] ①では“財務院長官”の代理者としてのベネヴェント大司教が“侍従”ウィリアムから宣誓を受任していた。

[6] ① “To James Dardani, canon of Tropea, collector of dues to the *camera* in England (1389)”——*Letters*, IV, 271. ② “…… and Master Paul de Caputgrassis of Sulmona, doctor of canon law, collector to the *camera* in England, papal nuncios (1414)”——*Letters*, VI, 185. ③ “To Master Adam Moleyns, apostolic notary, collector of the papal *camera* in England, Scotland and Ireland (1441)”——*Letters*, VIII, 318.

この3名は〔第4表〕に記載されており、しかも“collector”の役職も確認されていた。ジェイムズとポールとはイングランドだけを担当し、アダムはほかにスコットランド・アイルランドの徴税も担当した。3件の令状において、役職名の表記には若干の相違がある。しかしそれは実態の相違を意味するものではなく、実態において同一であり、しかもこの“徴収官”とは“財務院”所属であることが知られよう。ここでは“財務院”所属の事実を確認するだけに留め、彼ら“徴収官”の検討は本稿(下)でなされる。

\* \* \* \* \*

本節では“財務院”関係者として、長官・書記官・徴収官の3者に言

及したが、最後の徴収官の検討は本稿(下)の課題として残した。長官ならびに書記官について要点を反復しておこう。

○ 第1点 前節の“尚書院‘副’長官”については、司教枢機卿相当の官職かと推定された。それに対して“財務院長官”には、司祭枢機卿と大司教・司教が見られた。前者には及ばないものの、それに次ぐ要職といえようか。

○ 第2点 長官のもとには2名の副官が配置され、さらにこれら副官のもとに銀行家と定員7名の“書記官”とが配置された。この“書記官”もまた管理職と見なされよう。なお『教皇令状簿』では副官に関する情報がえられないので、本稿では検討を割愛した。

○ 第3点 “書記官”の定員に関連して、いわば“定員外書記官”の存在も確認された。これは後段で述べるように“書記官”だけの特殊事情ではない。ここではそのような事実の確認だけに留めよう。

○ 第4点 『教皇令状簿』では“財務院長官”と“侍従”とを常に明確に弁別可能とは限らない。それは“chamber”の多義性によるもので、ほかに“cubicularis”という併記がなくては、あるいは身分を示唆する情報がなくては弁別が困難である。ともあれこの節では“侍従”にも言及した。

#### [IV]

『教会法事典』には、次に下記の教会裁判所関係の項目が続く。

- (1) Un tribunal de for interne: la Pénitencerie
- (2) Les consistoires
- (3) Le tribunal de for externe:  
la Rota romaine; ébauche de la Signature apostolique

(1) と (3) とは“forum internum”と“form externum”との対比、すなわち字義通りにいえば“法廷”の所管事項における“内の事項”と“外的事项”との対比を示している。まず“内的法廷”とは、端的にいえば

信仰上の“良心”の問題に関する法廷であり、また“外的法廷”とは民事・刑事の法廷といえよう。

◎ Poenitentiaria Apostolica——“聖庁内赦院”

この訳語については、一般の慣例に従った。いわゆる“内的事項”において有罪と判定されれば、破門・聖務禁止・聖務停止などの懲戒処分が課される。そのような懲戒の対象者から赦免の請願がなされたばあい、赦免の可否判断については教会法上で教皇の専決事項に指定されているものがある。この名称の裁判所は、そのような教皇座の“留保事件”を管轄した。

- [1] ① “There were present …… these members of the legate’s [Pandulf Masca, bp of Norwich] household …… Master James, papal writer …… (1219)”——*Letters.*, I, 69 f. Cf. also p. 54. ② “Mandate to Master James, papal chaplain and *penitentiary*, apostolic legate …… (1220)”——*Ibid.*, p. 74. ③ “…… the cause was committed to J. [*sic*] papal chaplain, *penitentiary*, and legate …… (1226)”——*Ibid.*, p. 110. ④ “…… pope Honorius [III, 1216-27] committed the question to Master James, his chaplain and *penitentiary*, papal legate …… (1240)”——*Ibid.*, p. 190.

これら4件は同一人に関する記録と見なしえよう。①のジェイムズは教皇特使の“家政構成員”であるが、②以降では彼自身が教皇特使であり、また“聖庁内赦院”の判事である。斜体字の“*penitentiary* ← *poenitentiarius*”をとりあえず“内赦院判事”と訳しておこう。なお④の令状それ自体は1240年のものであるが、記載事項はホノーリウス3世の在位期間のものである。

- [2] ① “…… Walascus, a Friar Minor [Franciscan], *penitentiary* and papal chaplain …… (1259)”——*Ibid.*, p. 364. ② “To Geraldus Othonis, minister general of the Friars Minors, and Arnold de Sancto Michaele, of the order of Friars Preachers [Dominican], papal *pleni-*

*potentiary*, professors of theology (p. 511) …… and Arnold de Sancto Michaele, penitentiary, papal nuncios (p. 512) …… (1333)”  
—*Letters*, II, 511 f.

両者はいずれも修道会所属である。〔第5表〕では修道会所属が判明したのについて、それを明記した。②の斜体字の“全権大使”は、筆頭者ジェラルドであればともかく、アーノルドであるとすれば不自然に見える。誤植ではないか。

[3] ① “To the bishop of London, the abbot of Langdon …… and the prior of Holy Trinity, London. ② Mandate, on petition of John Preston, monk of St Augustine’s ……, Canterbury, S.T.P. papal chaplain, to compel the abbot and convent, ③ in case of their refusal on the ground of ④ his appointment as papal chaplain and penitentiary, ⑤ to admit him to a stall in choir and place in chapter …… (1391)”—*Letters.*, IV, 404. ⑥ “To John Preston, monk of St Augustine’s …… papal chaplain. ⑦ Grant to hold a benefice with cure, ⑧ even one accustomed to be held by secular clerks …… (1395)”—*Ibid.*, p. 523.

全体として2件の令状であるが、説明のために細分した。これらは“内赦院”判事に関する令状としては、異例に属するというべきか。要点を時間の順序でいえば、まずジョンがすでに“教皇礼拝所司祭”兼“内赦院判事”に任命されている。④の文言からそれがわかる。次にジョンがある懸念をもち、②によればその懸念に基づいて教皇のもとへ請願書を提出した。その懸念とは、ジョンが教皇直属身分を取得したことを理由として、ラングダン修道参事会における参事会員資格の取得を拒絶されるのではないかと、ということである。請願が受理されて、前半の令状が発給された。令状の宛名は④に記載の通りロンドン司教・ラングダン修道院長ならびにロンドン聖三位一体修道参事会長の3名である。命令は、懸念通りに抵抗があったときに、ジョンの希望を貫徹させるべくその抵抗を排除せよということである。なお⑥には“彼を内陣会堂と参事

会堂との双方でそれぞれ指定席に迎え入れること”との指示が書かれている。その意味は正規の参事会員資格を与えよということで、この種の令状には通常の文言である。また後半の令状は、同じジョンに将来における聖職禄の取得に関する事前認可である。しかも⑦によれば、その聖職禄は“with cure [of souls]”すなわち救霊あるいは司牧義務を伴うものでもよいという。司牧聖職禄とは⑧に記載の通り、通例としては在俗聖職者が占有するものである。ジョンは修道会所属であるが、原則として在俗聖職者のための司牧聖職禄の占有をも容認された。これは“内赦院判事”の職務に対する報酬の一部であろうか。あるいはその職務に伴う特権の拡大であろうか。

[4] ① “To John de Heremo. Provision to him, an Augustinian friar, papal *minor* penitentiary, in priest's orders, of the see of Bazas [Gironde, France] (1396)”——*Ibid.*, p. 538. ② “…… Francis, cardinal priest of St Susanna's, papal penitentiary …… (1401)”——*Letters*, V. 347. ③ “To Hugh Whathamstede, Benedictine monk of St Albans. Appointing him—who, he asserts, was appointed by the late Francis, [cardinal] bishop of Sabina, then papal *major* penitentiary, to the office of a *minor* penitentiary in St Peter's Roman court, which office he has exercised there for four months and more—a papal *minor* penitentiary in the Roman court. / Before beginning to exercise the office, he is to take to Anthony [de Cajetanis], [cardinal] bishop of Palestrina, papal *major* penitentiary, oath according to the form appended (1405)”——*Letters*, VI, 79.

4名の“内赦院判事”が登場する。①のジョン、②のフランシス、③のヒュー、④の斜線以下のアンソニがそれである。②のフランシスと③のフランシスとは、枢機卿座に相違があるものの同一人である。それぞれの文言の説明を省略し、ここではとりあえず“内赦院判事”に“小判事”と“大判事”との相違があることに注目しておきたい。しかも“大判事”はいずれも枢機卿である。②のフランシスには大小の区別が明記されていない。しかし彼はその時点でも枢機卿であり、そのことから

“大判事”であったと見なしえよう。『教皇令状簿』で“小判事”と“大判事”との区別が明記されるのは①のジョンからである。では“大判事”とは何か、これは“小判事”すなわち一般の判事と区別して“判事総長”あるいは“聖庁内赦院長官”である。『教会法事典』はこれを“cardinal grand-pénitencier”と呼び、この裁判所はほかに“pénitenciers mineurs”と“personnel de bureau”とで構成されていたという。最後のいわば一般“事務職員”については、次の引用 [5] にも2名が登場する。

『教会法事典』によれば、破門・聖職停止・聖職禁止など教皇座の“留保事件”に関する譴責対象者の赦免はもともとしかるべき枢機卿に委嘱されていた。これがいわゆる“cardinalis poenitentarius”であり、その処理件数が増大したことによって配下に“小判事”をおいて職務を分担させた。従って“大判事”の職務は、基本的に枢機卿が兼任すべきものとされている。しかしその“留保事件”つまり専決事項の管轄権は、委譲も可能であった<sup>1)</sup>。

---

1) ① “To Eufamia, consort of king Robert [of Scotland]. Indult that all members of her household, while engaged in her service, may choose a confessor, who may give absolution and enjoin penance, / even in cases in which *minor* papal penitentiaries at the Roman court may do so (1383)” —*Letters*, IV, 247. ② “To the same [Peter de Bosco, bishop of Dax, papal nuncio]. Power, even after, etc. [the business of his mission is finished], to hear the confessions of persons of the said realm and parts [England, Aquitaine and other parts], and to absolve them / even in all cases in which the *minor* penitentiaries residing in the Roman court can do (1398)” —*Letters*, V, 92. ③ “To the same [Anthony de Challant, cardinal priest of St Cecilia’s, papal nuncio, in the realm of England and other dominions of king Henry VI]. Faculty, by himself or by fit priest, to hear the confessions of any persons of either sex, ecclesiastical and secular, and to give absolution, / even in cases in which papal *minor* penitentiaries resident in the Roman court can do so, a salutary penance being enjoined (1413)” —*Letters*, VI, 181. ④ “To Master Peter de Monte, I. U. D. and M. A., apostolic notary etc. [nuncio of the apostolic see and

collector of the *camera* in the realms of England and Scotland and in the island of Ireland]. Faculty to dispense thirty persons / in those cases in which the pope's *major* penitentiary can do so, and to dispense on account of the greater irregularity contracted thereby (1439)"——*Letters*, VIII, 255. ⑤ "[To the same]. Faculty to grant to twenty-five persons to choose their confessor, who may hear their confessions and grant absolution, enjoining a salutary penance, / except in cases reserved to the apostolic see (1439)"——*Ibid.*, loc. cit. ⑥ "To the same [Anthony de Sancto Vito, bishop of Urbino, nuncio of the apostolic see in the realm of Scotland]. Faculty to dispense thirty persons / in cases in which the pope's *major* penitentiary can do so (1436)"——*Ibid.*, p. 288. これらでは "cases reserved to minor (or major) penitentiary" に言及されており、しかもそれぞれの "留保事件" あるいは専決事項の管轄権が委譲されうることを示している。①⑤は聴罪司祭の選任を認可しているが、その権限に相違がある。①では小判事の留保事件についても管轄権が認められているのに対して、⑤では "教皇座留保事件" すなわち大判事・小判事の留保事件に関して留保が解かれていない。なお司教座や修道院にも、それぞれの権限に対応して留保事件があった。Cf. *Letters*, IV, 243 f., 254; *Letters*, V, 526 f., 586.

- [5] ⑤ "To John Forster, clerk …… Collation and provision …… of the office of *writer of letters of the papal penitentiary*, void by the death of James de Cabassolis [writer of letters of the papal penitentiary]. / Concurrent mandate to Jordan [de Ursinis], [cardinal] bishop of Albano, who is *in charge of the said penitentiary* (1414)"——*Ibid.*, p. 414. ② "To Thomas Mersche, Gilbertine canon …… Appointing him …… a *minor* penitentiary in St Peter's, Rome, and in the Roman court. Before beginning to exercise the office he is to take oath (appended) to Jordan, bishop of Albano, the pope's *major* penitentiary (1425)"——*Letters*, VII, 456. Cf. also VIII, 84.

前半のジョンとジェイムズとはいずれも "内赦院判事の清書官" であり、後者の死亡に伴って前者がその職務を継承した。彼らはまさに一般事務職員であろう。斜線以下のジョーダンも枢機卿であるが、彼はまず①の後半では "上記の内赦院判事職を受託管理" しているという。この表現は何を意味するか。『教皇令状簿』第6巻の事項索引の記載によれ



ば、彼は“regent of the papal penitentiary”であるという。第2節では“尚書院‘副’長官の職務代行者”に言及した。ではジョーダン単なる“小判事”の職務代行者か、それとも“大判事”の代行者か。この文面だけでは、そのいずれとも弁別しえない。すでに枢機卿であることからすれば、おそらく彼は“大判事”すなわち“聖庁内赦院長官”の代行者であろう。枢機卿ジョーダンは②にも登場し、そこでは正規の“聖庁内赦院長官”と記載されている。彼はその立場においてトマスから“小判事”就任の宣誓を受理している。

[6] ① “To William Simonde …… papal chaplain. Appointing him (who …… after examination made in presence of George de Cesarinis, an apostolic notary, *regent* of the office of the *major* penitentiary in the absence of its holder Julian [Cesarinis], cardinal bishop of Tusculum …… and of a number of penitentiaries and masters of theology) a penitentiary …… (1444)”——*Letters*, VIII, 319. ② “To William Scherwode …… Appointing him (who …… examined in presence of Angelus [Caprancia] bishop of Rieti, *regent* of the penitentiary by order of the pope), a penitentiary in the basilica of St Peter and the Roman court, and a papal chaplain (1458)”——*Letters*, XI, 682.

これらは [4] ③や [5] ②と書式が同一であり、いずれも“小判事”への任用辞令であろう。①のジョージについては“大判事”の職務代行者であることが明記されている。それに対して②のアンゲルスには、またしても“大判事”か“小判事”か、そのいずれの代行者であるか明記されていない。しかし①のジョージの事例からして、職務代行者とはすべて“大判事”の代行者であろう。2名のウィリアムは、いずれも適格審査を経てこの役職に任用された。審査は①によれば代行者とその部下との面前でなされたということであるが、②では部下の同席に言及されていない。しかし実態は①と同様であろう。なお“大判事の職務代行者”なるものも、②によれば前出“尚書院‘副’長官の職務代行者”と同様に“教

皇の命令によって” 任命されている。

[7] “To Walter Sandewich …… Appointing and deputing him (who …… after examination in presence of John [de Tagliacotio] [cardinal] bishop of Palestrina …… *major* penitentiary, and of a number of penitentiaries and masters of theology) a penitentiary …… and a papal chaplain (1447/8)” — *Letters*, X, 336.

ここでもまた、適格審査の場における部下の同席に言及されている。

次の〔第5表〕は『教皇令状簿』における“聖庁内赦院判事”の一覧表である。彼らについては“大判事”か“小判事”かという問題もあって、前節の〔第4表〕とは様式を変えてある。“大判事”か“小判事”かの別については、令状の形式から判断したものもある。

〔第5表〕 “PENITENTIARY”

○省略表記○

cd dcn: cardinal deacon [of]

---

……, James: 1220 (I-74…)	/ chapl / legate / writ	
……, Walascus, <Franciscan>: 1259 (I-364)	/ chapl	
Sancto Michaele, Arnold de, <Dominican>: 1333 (II-512)	/ nunc	
……, Gaucelin, <cd bp Albano>: 1335 (II-521)	/ nunc	
Insula (de Lisle), Thomas de, <bp Ely> <Dominican>: 1345 (III-19)		
Reppes, John de, <Carmelite>: 1346 (III-29…)	/ chapl	
Charnells, William, <bp Ferns> <Dominican>: 1350 (III-312)		
Ringsted, Thomas de, <bp Bangor> <Dominican>: 1356 (III-620…)		
Lebrehon, Nicholas, <Augustinian>: 1364 (IV-9…)	/ nunc	
Brintone, Thomas de, <Benedictine>: 1366 (IV-25)	/ nunc	
Preston, John, <Augustine>: 1391 (IV-404)	/ chapl	
Heremo, John de, <Augustine>: 1396 (IV-538)		minor
Carbonus, Francis, <cd pr St Susanna>: 1401 (V-347)		
<cd bp St Sabina>: 1405 (VI-79…)		Major
Whathamstede, Hugh, <Benedictine>: 1405 (VI-79)		minor
Cajetanis, Anthony, <cd bp Palestrina>: 1405 (VI-79)	/ chamb	Major
Attilburgh, John, <bp Ardfert> <Cluniac>: 1405 (VI-7)		minor

Ursinis, Jordan de, <cd bp Albano> : 1414 (VI-414); <regent> 1425 (VII-456, VIII) / legate / nunc	Major
Mersche, Thomas, <Gilbertine> : 1426 (VII-16...) / chapl	minor
Certejn, William : 1428 (VIII-84)	minor
Bloxwych, John, <Carmelite> : 1433/4 (VIII-317)	minor
……, Laurence, <Cistercian> : 1434 (VIII-613..., IX) / chapl	minor
Cesarinis, George de : 1444 (VIII-319) / notary	<regent>
Cesarinis, Julian, <cd bp Tusculum> : 1444 (VIII-319) / auditor general of the papal camera / chapl	Major
Simonde, William : 1444 (VIII-319) / chapl	minor
Forster, Hugh, <Benedictine> : 1446 (VIII-320, X) / chapl	minor
Tagliacotio, John de, <cd bp Palestrina> : 1446 (VIII-259..., X)	Major
Sandewich, Walter : 1447/8 (X-336) / chapl	minor
Calp, John : 1448/9 (X-270) / chapl	minor
Segini, John, [of Catalonia ?] : 1448/9 (X-270) / chapl	minor
……, Albert, [of Poland] : 1448/9 (X-270) / chapl	minor
……, Valentine, [of Hungary] : 1448/9 (X-270) / chapl	mnoir
……, Nicholas, [of Italy] : 1448/9 (X-270) / chapl	minor
……, Mark, [of Italy] : 1448/9(X-270) / chapl	minor
……, Walter, [of England] : 1448/9 (X-270) / chapl	minor
……, John, [of France] : 1448/9(X-270) / chapl	minor
……, Raymund, [of France] : 1448/9 (X-270) / chapl	minor
Solerii, John, [of Catalonia] : 1448/9 (X-270) / chapl	minor
Andree, Simon, <Carmelite> : 1449/50 (X-271 n)	minor ?
Capranica, Dominic de, <cd dcn St Mary> : 1455/6 (XI-101); <cd pr St Cross> : 1460 (XII-73)	Major
Scherwode, William : 1458 (XI-682) / chapl	minor
Capranica, Angelus, <bp Rieti> : 1458 (XI-682)	<regent>
Calandrini, Philip, <cd pr St Laurence's> : 1461/2 (XI-684); <cd bp Albano> : 1469 (XII-388)	Major
Gunthorp, John : 1461/2 (XI-684, XII) / chapl	minor
Purveor, Thomas, 1469 (XII-351...) / chapl	minor

☆ 集 計 ☆

auditor	1	chamberlain	1
chaplain	23	legate	2
notary	1	nuncio	5
writer	1	<regular>	17

とりあえず2点だけを確認しておこう。まず“教皇礼拝所司祭”が23名にのぼることがそれであった。また修道会所属の身分は、17名について検証された。

これらいわゆる“大判事”ならびに“小判事”に関する所見の総括に先だって、その他の勤務者に言及しておこう。次の〔第6表〕のうちで3名については、すでに令状原文が引用されている。それぞれの役職の名称を列挙しよう。

〔第6表〕 “聖庁内赦院”のその他の勤務者

---

……, James: 1218 (I-54...) / chapl / legate / penit	☞ [1] ①
papal writer [writer of letters of the papal penitentiary?]	
Abbotsbury, John de: 1328 (II-269)	
writer of the papal penitentiary	
Winthorpe, John de: 1391 (IV-414)	
<i>proctor</i> of letters of the papal penitentiary	
Macbradaich, Augustine: 1404 (V-580)	
<i>procurator</i> of letters of the papal penitentiary	
Cabassolis, James de 1414 (VI-414)	☞ [5] ①
writer of letters of the papal penitentiary	
Forster, John, 1414 (VI-414, VII) / nunc	☞ [5] ①
writer of letters of the papal penitentiary	
Spineto, John de: 1418 (VII-93)	
writer of letters of the papal penitentiary	

---

最初のジェイムズに関しては記載が過度に簡略で、この時点で“聖庁内赦院”勤務か否か判定しえない。文書の清書の実務担当者は、後述の通り他の部局においても確認しうる。斜体字の2語は、前者が後者の短縮形であることからして、ラテン語原文ではいずれも“*procurator*”であろう。いいかえると訳語選択における相違に過ぎない<sup>2)</sup>。

---

2) “Alexandre VI (1492-1503) dota la Pénitencerie d’un *dataire* particulier, différent du *dataire* apostolique, chargé de dater les suppliques, dont les fonctions passèrent bientôt à l’*auditeur*, autour duquel étaient établis des

procureurs [procurators], des correcteurs avec leurs assistants, des distributeurs, des écrivains [scriptors, writers] et un sigillataire ou scelleur d'actes” —R. Naz, *Dictionnaire*, VI, 1328 (sous PÉNITENCERIE) これによっても “procurator” という役職の存在が知られる。

---

\* \* \* \* \*

本節では“聖庁内赦院”関係者としてまず判事を扱い、また一部の事務職員にも言及した。要点を集約しておこう。

○ 第1点 教皇座の“留保事件”に関する譴責対象者の赦免権限は、もともとしかるべき枢機卿に委嘱されていたもので、後にその処理件数の増大の結果として“大判事”つまり長官のもとに複数の“小判事”が配置された。従って“大判事”は、筆者が『教皇令状簿』で確認しえた限り全員が枢機卿であった。

○ 第2点 また“大判事”職は、教皇の命令によってしかるべき職務代行者に委嘱されることもある。〔第5表〕では3名の職務代行者に言及されている。

○ 第3点 〔第5表〕に記載の合計44名中で過半数の23名について“教皇礼拝所司祭”の身分が確認された。このうち“小判事”だけに関していえば、24名中18名が“教皇礼拝所司祭”である。しかも引用[6]②や[7]では“小判事”の任用辞令それ自体がそのまま“教皇礼拝所司祭”の任用辞令でもあった。“小判事”の全員が“教皇礼拝所司祭”ではなかったか。いいかえると“小判事”という官職それ自体が“教皇礼拝所司祭”の身分を前提としていたのではないか。その可能性も推定されるが、ここではとりあえず24名中18名が“教皇礼拝所司祭”であるという事実を確認するだけに留める。

○ 第4点 44名中の17名について、修道会所属の身分が確認された。そのうち枢機卿すなわち“大判事”については、仮に修道会所属であっても『教皇令状簿』ではそれが記載されない。そこで枢機卿つまり“大判事”とその職務代行者との9名を除外して考えると、35名中17

名つまりほぼ半数が修道会所属である。教皇官僚にせよまた国王官僚にせよ、官僚聖職者のうちでは修道会所属者が概して劣勢である。逆にいえば、官僚のうちでは在俗聖職者が圧倒的に多数である。従って“聖庁内敕院”の判事職は、修道会所属者の比率が必ずしも低くないという点で異例といえようか。

[V]

前出『教会法事典』は上記の通り“内的法廷”と“外的法廷”との間に次の1項目を挿入しているので、本稿もそれに従った。

◎ Consistorium Papale——“教皇諮問会議”

語義は“consistentes < consistere: to stand with”すなわち陪席者に由来し、ここで教皇の陪席者とは枢機卿である。従ってこれは教皇主宰の枢機卿会議であり、慣例ではむしろ“枢機卿会議”という訳語が用いられる。会議構成員の範囲によって“consistorium publicum”と“c. secretum”との区別があり、前者すなわち公開のしかも盛儀のばあいは外国の君主・大使など俗人も列席する。また厳密に非公開のばあいは教皇・枢機卿だけで構成され、さらに両者の中間形態として“半公開”のばあいもありえた。半公開の会議には近隣の司教も召集される。所管事項は“普遍教会にかかわる諸問題、すなわち信仰・道義・規律のほか外交関係にも及び、裁判関係の事項も所管から排除されることがない”という。これは同じ『教会法事典』の記述である。

パートナーによれば、この会議体は専属の官僚組織をもたない。しかし通常の会議には、必要に応じて以下の各種官僚が列席した。

“The [papal] consistory was attended not only by the cardinals but by the vice-chancellor (a), apostolic chamberlain (b), treasurer (c), chamber clerks (d), rota judges (e), referendaries (f), protonotaries (g), consistorial advocates (h), and so on.”——P. Partner, *op. cit.*, p. 21.

役職の名称に (a) から (h) までの記号を併記した。これらのうちすでに“聖庁尚書院‘副’長官”(a) については第 2 節で、また“聖庁財務院”の関係者 (b) (c) (d) については第 3 章でそれぞれ言及した。本節では (h) すなわち字義通りにいえば“教皇諮問会議弁護士”なるものに触れておこう。この“弁護士”は『対教皇請願簿』から 1 名だけ検出され、すでに本稿第 1 節の〔第 1 表〕に記載されていた。『教皇令状簿』ではほかに次の 5 名が検出される。

〔第 7 表〕 教皇諮問会議の“ADVOCATE”

---

Carleton, Richard, <dr civ>: 1390 (IV-375...)
Novaria, Bartholomew, <dr can/civ>: 1394 (IV-288) / nunc
Dellante, Augustine, <dr can/civ>: 1414 (VI-183...) / nunc
Theramo, Simon <dr can/civ>: 1420 (VII-2...) / coll / nunc
Brouns <i>alias</i> Cordon, Richard, <dr civ>: 1423 (VII-286...)

---

関連の記録の一部を引用しよう。

- [1] ① “William de Sallowe, licentiate in civil law, *advocate of the papal consistory*, and canon of Lichfield. For provision or confirmation to him of the archdeaconry of Coventry and prebend …… (1349)”——*Petitions*, p. 174. ② “To Master Simon de Theramo, D.C.L., *advocate of the papal consistory* …… papal nuncio and collector-general in England …… (1420)”——*Letters*, VII, 2. ③ “To Master S. de Theramo, doctor of canon and civil law, papal nuncio and collector for the papal *camera* in England …… (1422)”——*Ibid.*, p. 10. ④ “To Richard Cordon, canon of Salisbury, D.C.L. …… an *advocate of the papal consistory* …… provision of the canonry and prebend of Bedwyn in Salisbury …… (1423)”——*Ibid.*, p. 286.

①は『対教皇請願簿』からの引用である。ウィリアムは“教皇諮問会議弁護士”であり、コヴェントリ司教補佐職ならびに参事会員聖職禄への教皇直任を請願して受理された。②③のサイモンは“諮問会議弁護士”

であるとともに聖庁財務院の徴収官としてイングランドへ派遣されている。④のリチャードは“諮問会議弁護士”として勤務しながら、ソールズベリ司教座で参事会員聖職禄に直任された。

ここで“諮問会議弁護士”の学位に注目しておこう。①のウィリアムは、ローマ法に関して“教授免許取得者”である。これは博士に次ぐ学位である。〔第7表〕におけるバーソロミューならびにオーガスティンの2名は、教会法・ローマ法の双方の博士である。サイモンは②でローマ法博士と書かれているが、③では教会法の博士号も確認される。また④のリチャードについては、ローマ法の博士号にしか言及されていない。なおこれら“諮問会議弁護士”6名中の3名について“教皇使節”の経歴が知られる。要するに彼らもまた必要に応じて“使節”に任命される可能性があるということで、ここではその事実を確認するだけに留めたい。

× × × × ×

◎ Sacra Romana Rota——“ローマ聖庁ロタ法院”

訳語は、慣例によれば“ローマ控訴院”である。しかしこれが下級審からの上訴つまり字義通りの控訴事件を扱うのは後代のことで、控訴院としての性格は当初からのものではない。浜寛五郎氏は『現代カトリック事典』(エンデルレ書店、昭63再版)においてこれに“ローマ聖回転法院”という訳語を充てられた。また上智大学『カトリック大辞典』(富山房、昭35)は“ローマ控訴院”の項目において名称が“円い判事席”に由来するという。何故“回転”か。また判事席が“円い”とは、座席の形状か座席の配置か、いずれとも判然としない。筆者はこれを仮に“車座”と考えておきたいが<sup>1)</sup>、名称の由来について異説があるので、本稿ではあえて“ロタ法院”とした。

---

1) ① “The explanation of the name “Rota” is said to be the fact that the marble floor of the chamber in which the tribunal used to sit was



designed so as to exhibit the appearance of a wheel”——Addis & Arnold’s *Catholic Dictionary*, (London, 1960). ② “…… its name appears to derive from the circular table used by the judges at Avignon”——F. L. Cross (ed.), *The Oxford Dictionary of the Christian Church*, 2nd ed. (Oxford, 1974). 前者は法廷の床に大理石で“車輪”の図柄が描かれているといい、後者は判事が“円卓”を囲んだという。いずれにせよ“rota: wheel”とは、法廷における判事の座席の配置であろう。『教会法事典』は語源説に対立があることを指摘して、断定を避けている。

この“ロタ法院”とは、端的に言えば“教皇諮問会議”に内在する“外的法廷”としての機能が分化したものといえないか。しかも“ロタ法院”は“教皇諮問会議”という最高統治機関から分化したということからして、民事・刑事の最高法院としての性格を帯びることになる。本節では“ロタ法院”についても、その制度よりは構成員に注目する。

ある事件が教皇の専決事項として教皇座へ上訴されたばあい、その処理は当事者からの事情聴取も含めて、本来ならば“教皇諮問会議”の場における教皇自身の責任事項に属する。しかしそのような事件の件数が増加するにつれて、教皇自身はそれらのすべてについて予審から裁可までの全段階に関与することが不可能になる。そこで教皇は、最終段階つまり裁可だけに専念すべく、予審段階を専門の官僚に委嘱せざるをえない。本節のはじめに、パートナの著書から“教皇諮問会議”の列席者に関する記述を引用した。そこでは“ロタ法院判事 (e)”に言及されている。これは『教会法事典』で“*auditores causarum sacri palatii apostolici*”と呼ばれているものではないか。“auditor”は“audire: to hear”に由来する。本稿ではこれに“聴取判事”という訳語を充てておこう。“ロタ法院”の“聴取判事”は“教皇宮廷の訴訟事件の聴取判事”と呼ばれることがある。

次の〔第8表〕は『教皇令状簿』から“papal auditor”として検出するものの集計表である。何故ここでは集計表か。理由は単純で、全員の人名を明記するには下記の通りあまりにも多数であるということに尽きる。この官職の名称を帯びているものは、第1節の〔第1表〕でも26

名に及んでおり、62名の“教皇礼拝所司祭”に次いで多数であった。

記載要領を『教皇令状簿』第1巻にそくして説明しよう。“聴取判事”は3名検出され、そのうちの1名については“教皇礼拝所司祭”の称号も確認された。またやはり3名中の1名には“papal subdeacon”すなわち“教皇副助祭”の称号も確認される。

〔第8表〕 “AUDITOR”

Volume	Auditor	Chaplain	Notary	Nuncio		
I	3	1	—	—	Subdeacon	1
II	8	6	—	2	Collector	1
III	12	8	—	2		
IV	31	30	2	—	Referendary	1
V	17	17	—	—		
VI	10	10	—	—	Chamberlain	1
VII	9	9	—	2*)	Collector	1
VIII	23	22	—	2		
IX	6	6	—	—		
X	10	9	—	—		
XI	5	5	—	—		
XII	8	8	—	—		
	142	131	2	8	4	

第1巻は1198年から始まり、最後の第12巻は1471年にまで及んでいる。『教会法事典』によれば“聴取判事”の実員は1260年代に7名であった。その後5名、14名あるいは8名という時期があり、1336年から翌年にかけて21名になっている。従って『教皇令状簿』から検出したのは、ほんの一部に過ぎない。

しかし一見して明らかなのは、教皇のもとで“聴取判事”であることと“教皇礼拝所司祭”であることとの密接な関係である。そのことはすでに本稿冒頭の『教会法事典』の引用からして予測しえたところである。今回は実際に90%以上について双方の呼称が確認された。そのこ

とは“聴取判事”の全員が“教皇礼拝所司祭”であったという推定の根拠たりえないか。

特徴的な令状を引用し、検討しよう。

- [2] “① Mandate to the archbishop, dean, and chancellor of York  
② to examine the witness and muniments which either party is willing to produce before them ③ in regard to the articles that Giles cardinal [deacon] of SS Cosmas and Damian, *papal auditor* in this cause, transmits to them under his seal, and ④ to hear the cause between John de Vercelli, canon of Lincoln, *papal subdeacon*, and the archdeacon of Buckingham [Matthew de Stratton] ⑤ about the church of that place, and ⑥ with consent of the parties to bring to an end; ⑦ if not, they are to remit to the pope by October 1st the cause fully drawn up, and fix a date for the parties to appear before him by proctors (1236)”——*Letters*, I, 150 f.

時間の順序でいえば、まず④に記載の通り、リンカン司教座の参事会員ジョンとバキンガム司教補佐マシューとの間に係争が発生した。バキンガム聖堂区聖堂の占有権が争点になっている⑤。双方から教皇のもとへ提訴があり、教皇は枢機卿ジャイルズをこの事件の“聴取判事”に任命した③。しかし彼は“聴取判事”の任務の代行をヨーク大司教・同司教座参事会長・同司教座文書主管へ委嘱した①③。この令状はその委嘱に基づいて発給されている。

指令の第1点は、双方の証人の適格性を審査し、また証拠書類を点検すること②であり、第2点は双方の主張を聴取すること④である。これこそまさに“聴取判事”の任務であろう。さらに第3点としては、双方の同意がえられたら係争を終結させること⑥である。いいかえると“聴取判事”やその任務代行者は、このように令状による授權があれば、また双方の同意がえられれば、訴訟の終結すら可能であった。最後の⑦では、双方の同意がえられないばあいの処置が指示されている。まず大司教等は10月1日までに完全な報告書を教皇へ提出すること、また双方の訴訟代理人のローマ出頭の日を決定しておくことがそれである。ロー

マでは、あらためて枢機卿ジャイルズがこれを所管することになる。代理人は“彼の前に”出頭することになっている。なお現職の枢機卿が“聴取判事”であるというのは、この枢機卿ジャイルズが『教皇令状簿』における唯一の事例である。

[3] “…… on Master Robert de Sumercot, papal subdeacon and *audior of papal 'lit[t]ere contradicte'* …… (1238)”——*Ibid.*, p. 168.

斜体字の役職名は、字義通りにいえば“教皇の反論文書の聴取判事”である。その意味は、教皇専決事項の訴訟において当事者から提出された反論文書について事情聴取を担当するということであろう。しかし『教会法事典』によれば、このばあいの訴訟とはむしろ行政実務の処理というべきものであるという。ここでは制度の詳細に立ち入らないが、彼らは“*Audientia Contradictarum*”という機関すなわち字義通りいえば“反論文書の聴取法廷”という名称の行政部署に所属していた。また彼には“教皇副助祭”の称号が確認され、その点において『教皇令状簿』では唯一の事例である。

[4] ① “…… to John de Camezan, the pope's nephew and chaplain, and *auditor of disputed papal causes* …… (1253)”——*Ibid.*, p. 290.  
② “…… to Master J. de Camezan, papal chaplain and *auditor of contested papal letters* …… (1256)”——*Ibid.*, p. 333. ③ “…… J. de Camezan, papal chaplain and *auditor of 'lettere contradicte'* …… (1257)”——*Ibid.*, p. 350.

斜体字の文言の表記は多様であるが、実態としては [3] と同一である。

[5] “…… Onuphrius de Trevis, dean of Melton, papal chaplain, was appointed *special auditor* (1306)”——*Letters*, II, 19.

この人物についてはほかに情報がなく、また“特別聴取判事”とはいかなる意味で特別であるのか、その意味も確認しえない。なお『教皇令状簿』ではほかに“特別聴取判事”が見当たらない。

- [6] ① “To Rigaud de Asserio …… auditor of the papal palace. Mandate to collect …… in England, Scotland, Ireland, and Wales …… the said papal collector …… (1316)”——*Ibid.*, p. 127. ② “…… Master R. de Asserio, papal auditor, and nuncio in England (1319)”——*Ibid.*, p. 426. ③ “…… to Rigaud, bishop elect of Winchester …… the said Rigaud, *then* papal chaplain (1320)”——*Ibid.*, p. 197.

①では“教皇宮廷の聴取判事”と書かれているが、②では単に“聴取判事”となっている。彼は後に教皇からウィンチェスタ司教に直任される。③の斜体字の文言に注目しよう。“当時”その身分にあったということは、司教に選出されて“教皇礼拝所司祭”の身分を離れたということか。

- [7] ① “To Thomas Fastolf, of Yarmouth, D.C.L. canon of Bangor papal chaplain and auditor …… the archdeaconry of Norwich (1340)”——*Ibid.*, p. 547. ② “To Master Th. Fastolf, D.C.L. auditor of the papal palace, archdeacon of Norwich (1344)”——*Letters*, III, 183.

②によって彼もまた“教皇宮廷の聴取判事”であることが確認される。

- [8] “…… the causes were committed by the pope to Master John Trefnant and Master Peter Gasconis, auditors of the palace …… (1388)”——*Letters*, IV, 270

この2名については“宮廷の聴取判事”と書かれている。

- [9] “The cause, lawfully introduced into the apostolic see, was committed by Urban VI …… to Bertrand, bishop of Gubbio [Italy], *then* papal chaplain and auditor …… the same pope committed to John [Gilbert], bishop of Hereford, *then* papal chaplain and auditor …… (1386)”——*Ibid.*, p. 326.

この2名はいずれも司教に昇進している。かつて教皇から“教皇礼拝所司祭・聴取判事”として事件担当の委嘱を受けたことがある。この2名もまた [6] ③の司教と同様に、司教昇進の後に“教皇礼拝所司祭・聴取

判事”の地位から離れている。このような事例はほかにもあり、彼らにとって“聴取判事”職は司教昇進の要因たりえたといえないか。

〔第9表〕 “聴取判事”中の司教昇進者

---

Asserio, Rigaud de, <Winchester>: 1320 (II-197)
Ros, John de, <Carlisle>: 1325 (II-468)
Gilbert, John, <Hereford>: 1389 (IV-326...)
……, Bertrand, <Gubbio, Italy>: 1389 (IV-326)
Barret, Andrew, <Llandaff>: 1396 (V-6)
Vincione, Nicholas de, <Ferentino, Italy>: 1397 (V-66)
Aber, Lewis, <Bangor>: 1398 (V-99...)
Kurdwanowo, James de, <Plock, Poland>: 1398 (V-93...)
Dulmen, John, <Lübeck, Germany>: 1399 (V-206)
Young, Richard, <Bangor>: 1399 (V-182...)
Aprano, Bartholomew, <Lucera, Italy>: 1400 (V-337)
Borrellis, Nicholas de, <elect Girgenti, Sicily>: 1400 (V-338)
Bowet, Henry, <Bath and Wells, York>: 1400 (V-298)
Donadei, James, <Aquila, Italy>: 1401 (V-367)
Trevor, John, <St Asaph>: 1401 (V-393)
Physici, Leonard, <Fermo, Italy>: 1406 (VI-73)
Camplo, James de, <Penne, Italy>: 1417 (VII-70)
Galos, Martin, <Coria, Spain>: 1422 (VII-239)
Gundisalvos, John, <Cadis, Spain>: 1426 (VII-481)
Aragonis, William, <Orange, France>: 1430/1 (VIII-368...)
Palena, John de, <Penne, Italy>: 1434 (VIII-490)
Rolland, Radolphus, <Tréguier, France>: 1434 (VIII-494)
Mella, John de, <Leon, Spain>: 1434/5 (VIII-488)
Prato, Geminianus de, <Todi, Italy>: 1434/5 (VIII-494)
Romanis, Baptista de, <Chieti, Italy>: 1439 (IX-50...)
Sancto Vito, Anthony de, <Urbino, Italy>: 1440 (IX-135)
Valle, Simon de, <Ossero, Austria>: 1446 (IX-541 f.)
Enriciis, Baptista de, <Camerino, Italy>: 1447 (X-316)
Fondera, William de, <Oloron, France>: 1456 (XI-129...)
Bonarli, Orlandus, <abp Florence, Italy>: 1463 (XI-483)
Leliis, Theodore de, <Feltri, Italy>: 1464 (XII-399)
Ferriz, Peter, <Tarazona, Spain>: 1446 (XII-255...)

---

[第8表] の143名中で31名つまり20%強が司教座へ昇進した。

- [10] ① “…… to Bertrand, bishop of Gubbio, *then* papal chaplain and auditor …… (1389)”——*Letters*, IV, 326. ② “To Bertrand, bishop of Gubbio, dwelling in the Roman court. Mandate to him, by special mandate *still* an auditor to surrogate Master Henry Bowet …… papal chaplain …… (1390)”——*Ibid.*, p. 367. ③ “…… Bertrand, bishop of Gubbio, *then* chaplain and auditor …… (1391)”——*Ibid.*, p. 370. ④ “To Bertrand, bishop of Gubbio, dwelling in the Roman court. Mandate to surrogate …… (1393)”——*Ibid.*, p. 461. ⑤ “To Master Henry Bowet …… papal chaplain and auditor-general of causes in the court of the apostolic *camera* …… (1390)”——*Ibid.*, p. 274.

グッビオ司教は①の時点ですでに“当時”と書かれているが、②では“特別な令状によって依然として聴取判事”であるという。特別な令状があれば“聴取判事”に留まりえたということか。また特別な令状が必要であるというのは、司教昇進者は原則として“聴取判事”職に留まらないということではないか。③ではまた“当時”と書かれているが、④ではあらためて“聴取判事”を推定させる。④は②と共通の文言を含んでいるからである。“Mandate …… to surrogate ……”とは、係争中の聖職禄に関して全権を代理人へ委任するもので、この種の令状は大半が“聴取判事”あてに発給されている。グッビオ司教はこの時点でなお聖庁に居住しており、やはり“特別な令状”によって“聴取判事”職に従事していたものとおもわれる。なお②のヘンリは、⑤によれば聖庁財務院内の法廷における“聴取判事総長”であるという。ここではとりあえず“聴取判事”の執務先が“ロタ法院”だけに留まらないことを指摘しておきたい。

- [11] ① “…… by Lewis Aber, [bishop-]elect of Bangor, *previously* papal chaplain and auditor …… (1398)”——*Letters*, V, 99. Cf. also p. 179. ② “…… Master Henry de Westerholt and then to Nicholas

[de Borrellis], (now) elect of Girgenti, papal chaplains and auditors …… (1400)”——*Ibid.*, pp. 337 f. ③ “…… to Simon [de Valle], bishop of Ossero, then a papal chaplain and auditor …… (1446)”——*Letters*, IX, 541. ④ “…… to Simon, bishop of Ossero, then as now (*etiam tunc*) holding the place of a papal auditor …… (1448)”——*Letters*, X, 415. ⑤ “…… to William [de Fondera] (now) bishop of Oloron, then as now (*etiam tunc*) holding the place of an auditor of the apostolic palace …… (1456)”——*Letters*, XI, 129. ⑥ “…… to William, (now) bishop, then elect of Oloron, and holding the place of a papal auditor …… (1457)”——*Ibid.*, pp. 327 f. ⑦ “…… to Baptista [de Enriciis], (now) bishop of Camerino, then elect of Chieti and holding the place of a papal auditor …… (1447)”——*Letters*, X, 316.

まず①のルイスは選挙直後に、すなわち聖別を待たずに失権した。彼は“選ばれた司教”すなわち未聖別の司教予定者段階ですでに“聴取判事”職を離れている。斜体字の文言はそれを示している。②のニコラスは司教予定者段階にあり、その段階で依然として“聴取判事”であった。③のサイモンはその時点ですでに“当時”と書かれていたが、④の時点では“今日と同様に当時も”その職にあるという。⑤のウィリアムについても同じ文言が見られる。⑥および⑦の2名の司教は“当時の時点で司教予定者であり聴取判事の地位を占有”していたという。原則としては、聖別までその地位に留まりうるということか。また“特別な令状”があれば、聖別以後にも“聴取判事”たりうるということか。

[12] ① “…… for Master Julian de Cezarinis, doctor of canon and civil law, auditor of causes of the court of papal *camera*, the pope’s orator …… (1428)”——*Letters*, VII, 16. ② “…… to Master J. de Cezarinis, papal chaplain and auditor-general of causes of the court of the papal *camera* …… (1328)”——*Letters*, VIII, 45. ③ “…… from Master Panthaleo de Breda, doctor of canon law, papal chaplain, auditor of causes of the papal *camera* …… (1247)”——*Letters*, VII, 568. ④ “To Master Bartholomew de Bonitis, a papal chaplain



and auditor-general of the court of causes of the apostolic *camera* (1445)”——*Letters*, IX, 524. ⑤ “To Lewis de Garsiis, canon of Bologna, regent by the pope’s order of the office of the auditorship of causes of the court of the apostolic *camera* (officium Auditoriatus Curie Camere apostolice causarum de mandato nostro regenti) (1431)”——*Letters*, VIII, 344.

ところで“聴取判事”の勤務先が単に“ロタ法院”だけに留まらないことは、すでに前出 [10] ⑤のヘンリについて指摘した。この3名もヘンリと同様に聖庁財務院に所属し、②のジュリアンと④のバーソロミューとはその“聴取判事総長”である。⑤のルイスは、教皇の命令によって財務院の“聴取判事職務代行”に任命された。これらは、聖庁財務院所属であることが明記されていたもののすべてである。記載が簡単で単に“聴取判事”としか書かれていないものについては、いずれの所属であるか弁別が不可能である。従って [第8表] は『教皇令状簿』に“聴取判事”と書かれているものの一覧表であって、全員が“ロタ法院”の所属とは限らない。

なお①の“orator”については本稿(下)で検討する。

[13] “…… by the death at the apostolic see of John Mombray [Moubray], papal chaplain, (reader) of *littere contradicte*, auditor of causes of the apostolic palace, referendary of Urban VI …… (1391)”——*Letters*, IV, 418.

この人物は“reader of *littere contradicte*”でしかも“聴取判事”であるという。これと類似の表現は [3] [4] にも見られ、とりわけ [4] ③においては“auditor of *littere contradicte*”と書かれていた。このジョンは“聴取判事”であり、その一方で反論文書の朗読係<sup>3)</sup>でもあった。

3) “Master Nicholas de Piperno, papal writer, and reader of the pope’s public audience of *littere contradicte*, in the said public audience, in the morning, at the wonted hour thereof, read and published in a loud and

intelligible voice these present letters endorsed (*retroscriptas*) …… (1391)”  
—*Letters*, IV, 277. 朗読係の実態が述べられている。公開審問が午前の定刻に  
開催され、ニコラスはその場で反論文書を大声でしかも明瞭に朗読したという。

---

- [14] ① “To Master John de Obizis, auditor of causes of the apostolic  
palace, papal nuncio and collector in England (1427)”—*Letters*,  
VII, 37. ② “To Master J. de Obizis, papal chaplain, collector of  
the apostolic *camera* and nuncio of the apostolic see in …… (1428)”  
—*Letters*, VIII, 83.

ジョンは一方で“教皇宮廷の聴取判事”つまり“ロタ法院の聴取判事”  
であり、他方では“聖庁財務院の徴収官”としてイングランドへ派遣さ  
れている。複数の役職の兼務については、すでに多数の事例が列挙され  
ている。

- [15] “Littera passus concessa domino Roberto de Cavalcantibus sacri  
palacii apostolici auditori eundo ad regna Anglie et Scocie pro nego-  
ciis domini nostri pape, cum sociis et familiaribus usque ad numerum  
vinginti (*sic*) etc. (1437)”—*Letters*, VIII, 292.

旅券発給の記録である。ロバートも“教皇宮廷の聴取判事”であり、彼  
もまた教皇の使節としてイングランド・スコットランドへ派遣されてい  
る。“使節”については、本稿(下)で検討する。

\* \* \* \* \*

この節ではまず“教皇諮問会議”との関連で“教皇諮問会議弁護士”  
なるものに簡単に言及し、また“ローマ聖庁ロタ法院”との関連で“聴  
取判事”と呼ばれるものについて『教皇令状簿』の記載事項を検討し  
た。双方について当面の所見を要約しておこう。

#### <教皇諮問会議弁護士>

- 第1点 彼らについては合計6名しか検出されないの、詳細

は不明といわざるをえない。あえていえばその役職の名称から予想されるように、大半がローマ法の学位取得者であり、ローマ法・教会法の双方の博士も見受けられた。

○ 第2点 6名中3名について“使節”の経歴が確認され、またそのうちの1名は聖庁財務院から派遣されている。複数官職の兼任は彼らに限らず、当時の官職占有者においてはむしろ有力者ほどその傾向が強い。しかしこの諮問会議弁護士については、別な事情もあろう。パートナによれば、この会議体は専属の官僚組織をもたなかった。そのことからすれば、彼らはむしろほかの部署に勤務し、諮問会議が開催されて弁護の必要が生じたときにそれを兼務したといえないか。

○ 第3点 この6名については“教皇礼拝所司祭”の身分が確認されない。しかしわずか6名ということからして、ここでは性急な判断を控えておきたい。

#### <聴取判事>

○ 第1点 この節では“ロタ法院”との関連において“聴取判事”を検討した。彼らの主要な活動舞台は、なるほど“ロタ法院”それ自体である。しかしそれだけに留まらず、聖庁財務院所属の“聴取判事”もわずかながら確認された。いいかえると単に“聴取判事”という記載だけでは所属が確認されず、従って〔第8表〕は『教皇令状簿』に“聴取判事”と書かれているものの一覧表であって、所属不明者も少なくない。さらに“反論文書の聴取法廷”という名称の行政部署にも“聴取判事”の存在が確認された。

○ 第2点 本稿《はじめに》の『教会法事典』の引用から予測の通り、本節では“聴取判事”の90%以上について“教皇礼拝司祭”の身分呼称が確認された。双方の呼称の併存は聖庁財務院所属の“聴取判事”にも見られた。本稿執筆の最終的な意図は冒頭で述べたように“教皇礼拝所司祭”の実態検証であり、本稿はそのための予備的な作業である。従って“聴取判事”と“教皇礼拝所司祭”との関係についてはさら

に別稿で検討することとして、ここでは双方の呼称の併存が高率に及ぶ事実の確認だけに留めよう。

○ 第3点 ほかに〔第9表〕では“聴取判事”中の司教昇進者を列挙しておいた。『教皇令状簿』から確認されるだけでもほぼ20%が司教に昇進している。実際の昇進者はこれを上回っているかも知れない。要するに“聴取判事”職とは、司教候補級の高位聖職者にふさわしいもの、いいかえるとそれ自体が高位の官職であったといえよう。

○ 第4点 なお“聴取判事”が司教に昇進すれば、その判事職から解かれるのが原則かと推定される。しかしあらゆる原則と同様に適用除外の事例があり、教皇からの“特別の令状”によってその任務を継続しているものが散見された。

○ 第5点 前節の末尾で“聖庁内赦院”の判事職は、修道会所属者の比率が必ずしも低くないという点で異例であろうという所見を述べた。では“聴取判事”については、どのような傾向が見られるか。今回の筆者の調査では、修道会所属者が皆無である。修道会所属者とは“内的法廷”では許容されても、他方の“外的法廷”からは排除されたということか。また学位の情報がえられるものについても、その種別に若干の相違が見受けられる。“聖庁内赦院”の判事からは、神学博士が少なくとも3名検出された。しかし“聴取判事”では神学博士が見当らず、学位取得者はローマ法か教会法かのいずれか一方あるいは双方の取得者に限られる。

## [VI]

『教会法事典』は“外的法廷”としての“聖庁ロタ法院”に続けて、やはり“外的法廷”としての“Signature apostolique”の“ébauche”に言及している。この法廷の“原基形態”ということであろうか。何故“原基形態”か。あるいはここで“原基形態”しか問題にならないのは何故か。『教会法事典』の目次は、第2節の末尾に引用されている。前節の

“教皇諮問会議”や“聖庁ロタ法院”は、その目次の中で“12世紀から16世紀まで”という小項目において扱われていた。その同じ小項目の中で“Signaturia Apostolica”に言及するとすれば、この時期に関してはなお“原基形態”しか問題になりえないということであろう。

◎ Signaturia Apostolica——“聖庁請願裁決法院”

この訳語は機能を説明したものに過ぎず、慣例では“教皇庁大審院”であろう。また江草忠敬氏は『カトリック教会法典』（有斐閣、1985年復刻）において、これに“使徒座署名院”という訳語を充てられている。これは語義を過不足なく伝えようということか。江草氏が“署名”といわれるのは、この法廷が教皇への請願書について審理・裁決し、教皇からの授権に基づいてしかるべき責任者がそれに“署名”することに由来する。

この“請願裁決法院”は、15世紀後半からその“原基形態”が形成され、しかも2部門の分化が次第に明確になるという。

① Sous le pontificat de Sixte IV (1471-84) on trouve deux organismes dits de signature, la Signature papale et la Signature commune, la première s'occupant des suppliques que le pape s'était réservées, la seconde des suppliques confiées à un *Référendaire*. ② Ce dualisme annonce l'organisation de la Signature de *justice* et de la Signature de *grâce*. A vrai dire, on ignore le moment exact où les deux organismes ont apparu à l'état distinct. ③ Ce qui est sûr, c'est que leur autonomie respective a été consacrée le 4 mai 1493 par Alexandre VI (1492-1503), et l'on voit sous Jules II (1503-13) que chacune des deux Signatures a son préfet distinct.”——*Dictionnaire*, VII, 1012 f. (sous SIGNATURE APOSTOLIQUE).

まず①では、請願を教皇専決事項としかるべき授権者への委嘱が可能な事項とに区分して、それぞれの処理機関が分化したという。ここでしかるべき授権者とは、斜体字の“*référendaire* : referendarius (← referre :

to report)”がそれである。また②によれば、その区分は“裁判”と“恩恵”との分化という様相を帯びた。一方は司法上の問題として処理すべき事項であり、他方では特権等の請願に対してそれを授与することの可否判断が任務になろう。さらに③では両者の権限分化がアレクサンデル6世のもとで確定し、ユーリウス2世のもとではそれぞれ長官が配置されたという<sup>1)</sup>。

---

1) ① “Dès le XII<sup>e</sup> siècle, à côté du *consistorium* où les papes examinent, au milieu des cardinaux, les questions intéressant l'Église, a côté de l'*auditorium* où s'expédient les procès courants, nous apercevons des *conseillers* dont le rôle consiste à étudier les affaires d'ordre administratif ou contentieux, que le pape se réserve de trancher lui-même en signant un rescrit. ② Ils différaient des *auditeurs* en ce que leur activité ne s'exerçait pas exclusivement en matières judiciaires, et en ce que, lorsqu'il s'agissait de celles-ci, ils ne recevaient pas du pape un mandat régulier d'instructeurs. ③ Simplement ils préparaient la pièce que leurs explications permettaient au pape de signer en connaissance de cause. ④ D'où le nom qu'ils portaient de *referendarii apostolici*, de *referendarii signaturae*, de *referendarii ad signaturam domini papae*.”—*Dictionnaire*, IV, 990 f. (sous CURIE ROMAINE). 他の機関との関係がきわめて簡潔に述べられている。前節では教皇諮問会議とロタ法院とを検討した。教皇諮問会議では、教皇自身が枢機卿から助言を受けて審理に臨む。ロタ法院の前身ともいふべき“聴取判事院”では、教皇の親臨を必要としないような日常的な事件が処理される。第3の機関はここで“顧問団”と書かれており、これが“聖庁請願裁決法院”の前身と見なされる。その任務は、行政関係・訴訟関係の事件のうちで教皇の専決事項について検討することであり、教皇はその報告を受けて勅書を決裁し親署する。これが①の大意である。②では顧問団と聴取判事との相違が述べられる。その第1点は顧問団の任務が訴訟関係に限定されず、行政関係にも及びうることであり、また第2点としては訴訟事件の審理に当って教皇から予審開始令状を受けないことがあげられている。③“要するに顧問団は教皇に検討報告書を提出し、教皇の適正な決裁・親署を可能にする”。④ではこの顧問団の名称が述べられる。簡略にいえば“使徒座の報告者”であり、最後の名称は説明的にいえば“聖庁請願裁決法院において教皇に対して請願検討報告書の提出を任務とする顧問団”であろうか。

---

本節での検証対象は、上記の *referendarius: referendary*”である。

本稿ではこれを“請願検討顧問”と呼んでおこう。

〔第 10 表〕 “REFERENDARY”

---

Moubray, John	: 1390 (IV-335...)	/ auditor / chapl / notary
Corrarius, Anthony	, <bp Modoni, Greece>	: 1406 (VI-94) / nunc / treasurer
Dallavigna, William	, <bp Todi, Italy>	: 1406 (VI-94) / nunc / treasurer
Bouquetot, John III de	, <abbot Saint-Vandrille, France>	: 1419 (VII-132)
Ixworth, John	, <dr civ, archd Worcester>	: 1421 (VII-177..., VIII)
Spalding, Patrick	: 1422 (VII-242...)	
Morw, Thomas	, <br can, abbot Paisley, Cluniac>	: 1423 (VII-14)
Escornaix, Giles	, <provost Saint-Saveur, Flanders>	: 1424 (VII-30) / orator
Cameron, John	, <bp Glasgow>	: 1435 (VIII-282)
Jeune, John le	, <bp Amiens, bp Térouane, France>	: 1435 (VIII-220...)
	<afterwards cd priest St Praxed's>	
Zabarella, Bartholomew	, <abp Spalato, Dalmatia>	: 1439 (VIII-293) / orator
Gray, William	, <dr theology, archd Northampton, archd Richmond,	
	bp Ely>	: 1448 (X-44...) / notary / nunc
Ursinis, Marinus de	, <apb Taranto, Italy>	: 1452 (X-117...) / nunc / orator
Coppinis, Francis de	, <bp Terni, Italy>	: 1459 (XI-397...) / coll / legate
	/ nunc / orator	
Gaufridi, John	, <bp Arras, France>	: 1461 (XI-597, XII) / legate / nunc
	/ orator <afterwards cd priest St Martin's in Montibus>	
Courteney, Peter	, <dr decrees, archd Exeter>	: 1463 (XI-685) / notary
	/ nunc <afterwards bp Exeter, bp Winchester>	

---

『教皇令状簿』からは、この 16 名しか検出しえなかった。定員が 100 名を超えた時期があったものとおもわれるので<sup>2)</sup>、これはまさに氷山の一角でしかない。

---

2) “Le 22 sept. 1586, Sixte V réduisit à cent le nombre des référendaires <R. Naz>”——*Dictionnaire*, VII, 493. “Réduits au nombre de 70 par Sixte-Quint (1586) <R. Naz>”——*Ibid.*, p. 1013. 執筆者はいずれも『事典』の編者自身である。削減されて 100 名になったのか、あるいは 70 名になったのか判然としない。しかしとりあえずは、100 名を超えた時期があるものと推定しておこう。

---

最初のジョンは、前節の引用 [13] で言及されていた。彼は“ロタ法院”の“聴取判事”であり、しかもいわゆる“反論文書”の朗読係でもあった。

[1] “Requesting safe-conduct, during the pope’s pleasure …… for Anthony [Corrarius], bishop of Modoni …… the pope’s nephew, [and] William [Dallavigna], bishop of Todi, the pope’s *treasurers and referendaries*, and A. de Butrio …… whom the pope is sending …… as nuncios to the realm of France and …… for the extirpation of the Schism (1407)”——*Letters*, VI, 94.

この令状は、3名をフランスその他の諸国へ教皇使節として派遣すべく、道中の治安関係者に安全通行の保障を要請したものである。最初のアンソニと次のウィリアムとはいずれも“請願検討顧問”であり、また“*treasurer*”すなわち聖庁財務院では副長官級の要職にあった。2名はいずれも現職司教であり、しかもアンソニはグレゴリウス12世の甥である。派遣の目的は“大分裂の根絶”であり、高度に政治的な任務を帯びている。

[2] “Provision to him [Nicholas Louier] …… of the Benedictine monastery of Saint-Vandril in the diocese of Rouen …… by the death of John [Bouquetot], a member of the papal court and referendary of the present pope [Martin V] …… (1419)”——*Letters*., VII, 132.

ニコラスを聖ヴェンドリル修道院長に直任する令状である。問題は前任者ジョンであり、彼は同修道院の現職院長のままで“請願検討顧問”であった。しかも彼は聖庁構成員であるということからして、顧問在任中であつたかと推定される。

[3] ① “To John Ixworth, archdeacon of Worcester, D.C.L. …… is in or about his seventieth year and is a papal *referendary* …… (1423)”——*Ibid.*, p. 254. ② “To J. Ixworth, archdeacon of Worcester,



D.C.L., papal referendary. Indult …… that he might take for life the fruits etc. of his benefices *whilst residing in one of them* …… to appoint in his benefices one or more coadjutors of his race or household …… without requiring licence of ordinaries or any others (1426)”——*Ibid.*, p. 443. ③ “To J. Ixworth, archdeacon of Worcester, D.C.L., papal *referendary* …… is an octogenarian (1429)”——*Letters.*, VIII, 79 f. ④ “To J. Ixworth …… Dispensation to him—who is priest, has lately taken his degree of B.C.L. at Cambridge, has *followed the Roman court* for some years, and still does so …… (1395)”——*Letters.*, IV, 500.

彼は①ではほぼ 70 歳といわれ、③では 80 歳代と書かれている。③の文面でも依然として“請願検討顧問”であるが、それについては名誉称号の可能性もあろう。数多くの聖職を歴任しており、②では斜体字の文言で複数の聖職禄のいずれかに居住する可能性が示唆されている。それは老後におけるイングランド居住の可能性にほかならず、もはやローマ常勤から解放されていたであろう。聖職の最高位は、おそらくウスタ司教補佐職かとおもわれる。彼は④の時点でローマ法の“学士”であり、すでに聖庁に勤務していた。博士の学位はその後に取得したものか。④の斜体字の文言については、次の [4] との関連で説明する。

[4] “…… by the recent death at Rome …… of Patrick de Spalding, member of the papal court (*curialis*) and referendary …… (1423)”——*Letters.*, VII, 296. Cf. also pp. 242, 443.

斜体字の文言は、彼が“聖庁構成員”であったことを示しており、その点で [2] のジョンと共通している。また [3] ④のジョンはすでに数年にわたって“ローマ聖庁に勤務している”という。斜体字の文言がそれである。『教皇令状簿』の編者は、彼の名を事項索引において“Court, papal, members of”の項に記載している。“聖庁構成員”とは、聖庁勤務者という意味であろうか。

- [5] ① “…… safe-conduct, during one year, for Thomas [Morw], abbot of Paisley, of the Order of Cluny, in the diocese of Glasgow, papal *referendary*, envoy of Charles, king of France, who, having been sent to the pope by the said king, is being sent back to him by the pope (1423)”——*Letters.*, VII, 14. ② “To Th. Morw, Cluniac abbot of Paisley in the diocese of Glasgow …… who was a confessed monk of Paisley, a priest and a bachelor of canon law, of the said abbey …… (1419)”——*Ibid.*, p. 141. Cf. also p. 291.

①は [1] と同様に安全通行の保障を要請したものである。トマスは、クリュニ系修道院の現職院長である。修道会所属の“請願検討顧問”としては、『教皇令状簿』から [2] のジョンとこのトマスだけしか検出しえなかった。彼はもともとフランス国王シャルル7世からの使節として教皇のもとへ派遣されたが、このたびは逆に教皇の“請願検討顧問”の地位をえてシャルルのもとへ派遣されている。②は彼が教会法の学士であることを示している。①の時点では博士であろうか。司教や修道院長に昇進したものについては、学位の記載が概して省略される。

- [6] “Letter of credence for Master Giles [Egidius] [d’Escornaix (de Scornaco)], provost of [the collegiate church of] Saint-Saveur, Harlebeke [in the diocese of Tournai], pope’s *referendary and orator*, whom he is sending to them [the rector and university of Paris] …… (1424)”——*Letters.*, VII, 30.

これはジャイルズをパリ大学へ派遣すべく、大学当局にあてた信任状である。彼はアルルベク聖救世主在俗共住聖堂の参事会長であり、しかも“請願検討顧問”であるという。なお [第10表] には、彼を含めて5名の“orator”が記載されている。この術語については本稿(下)で検討する。結論を先取りしていえば、これも結局は教皇使節である。

- [7] ① “To James, king of Scotland. *Lately* the king by his orators, John [Cameron] bishop of Glasgow and Walter abbot …… prayed the pope to send a legate for the reformation of the churches and

the ecclesiastical estate of the realm (1436)”—*Letters.*, VIII, 229.

② “[Requesting safe-conduct] for John, bishop of Glasgow, papal assistant and referendary (*assistans ac referendarius noster*), who has to go from the Roman court to Scotland …… (1435)”—*Ibid.*, VIII, 282.

この司教ジョンはもともとスコットランド国王の重臣であり、①の時点でもその大法官であった。ジョンのローマ到着の時期は不明である。①では“最近”としか書かれていない。しかし彼は②の時点ですでに帰国予定者として扱われており、そのみか彼は教皇の“助手でありしかも請願検討顧問”であるという。

[8] ① “To Philip, duke of Burgundy. The pope has recently received his letters written by his hand, and at the same time heard what the bishop of Amiens [John le Jeune], a papal referendary, and the provost of Lille [France] have related to the pope on duke’s behalf …… (1435)”—*Ibid.*, p. 220. ② “…… John [le Jeune], bishop of T rouane, a papal referendary …… (1436)”—*Ibid.*, p. 228. ③ “…… de mandato domini Jo. Morinen. (*i.e.* John le Jeune, bishop of T rouane) [*Cancellariam*] *Regentis* (1433/4)”—*Ibid.*, p. 486 n.

このジョンは①の時点でアミアン司教であり、また②の時点ではテルヌ司教になっている。さらに彼は『教皇令状簿』の索引で“envoy of the duck of Burgundy to Eugenius IV”ともまた“afterwards cardinal priest of St Praxed’s”とも書かれている。①はブルゴーニュ公の使節としての彼に言及している。その一方で彼は、聖庁尚書院の事実上の長官職を代行したこともある。③の“*cancellariam regens*”がそれを示している。いずれにせよ彼は①②の時点で枢機卿候補級の高位聖職者であり、教皇から“請願検討顧問”の地位を認められている。外国の君侯からの使節が教皇から“請願検討顧問”の地位を与えられているという点で、彼の事例は [5] [7] と共通している。

- [9] ① “To William Gray, archdeacon of Northampton, notary of the apostolic see and papal referendary, S.T.M. (1448)” — *Letters.*, X, 44. ② “To W. Gray …… archdeacon of Richmond in York, S.T.M., a papal notary …… (1450)” — *Ibid.*, p. 508. ③ “…… for John Valtrim, a member of the household (*familiaris*) of William Gray, bishop of Ely, a referendary of the pope …… (1455)” — *Letters.*, X, 5.

ウィリアムは1454年に教皇からイーリ司教に直任される。その直任の時点までノーサンプトンおよびリチマンドの両司教補佐職を兼任していた。“請願検討顧問”の任務は司教補佐時代から連続している。

- [10] ① “To John [Gaufridi] bishop of Arras, the pope’s nuncio and orator to Louis [XI] king of France and others. Grant to him (who has proved his worth in the exercise of the office of *referendary*, and ……) of the faculty and power of a legate *de latere* …… (1461)” — *Letters*, XI, 597. ② “…… by John [now] cardinal priest of St Martin’s in *Montibus*, then bishop of Arras and nuncio with power of a legate in …… France …… (1466/7)” — *Letters*, XII, 257.

①はジョンを教皇使節に任命し、しかも“*legate de latere*”すなわち教皇“特使”の権限を与えたものである。文面によれば“請願検討顧問”としての勤務を通じて能力が評価されたという。②の時点では枢機卿に昇進している。教皇“特使”には、主として枢機卿が任命される。あるいは枢機卿候補級の大司教・司教・修道院長がこれに任命される。

- [11] ① “…… safe-conduct for Peter Courteney, a papal notary and proctor in the Roman court of Edward [IV] king of England, and Thomas Hoppe [Hope], doctor of laws. a papal chamberlain, whom the pope is sending as *nuncio* on arduous business to the king and realm of England, and for their retinue to the number of twenty. <Pius [II] etc. universis etc. Cum dilectos filios Petrum Courteney notarium nostrum et carissimi in Christo filii nostri Edoardi regis

Anglie illustris in Romana curia procuratorem ac Thomam Hoppe legum doctorem cubicularium nostrum pro nostris et sedis apostolice arduis negotiis *nuntios* nostros ad regem et regnum Anglie mittamus.> (7 Nov. 1463)”——*Letters.*, XI, 654. ② ”To P. Courtenei [*sic*], archdeacon of Exeter, *doctor of decrees* …… appointing him (who is proctor-general of the affairs of Edward …… in the Roman court, is of the lineage of the said king, and is a *licentiate in civil law by examination*) a referendary of the pope and the apostolic see (13 Nov. 1463)”——*Ibid.*, p. 685.

①はピータとその同行者トマスとに対する旅券発給の記録であり、彼らは帰国に当って教皇使節の役割を帯びた。ラテン語原本の一部が併記されている。ピータもまた国王エドワード4世からローマへ派遣され、そこで教皇から教皇官僚の称号を与えられた。その称号は、①で“nctary”②で“referendary”と書かれている。②は1週間後の令状であり、帰国に先だって彼は“請願検討顧問”の称号を与えられた。彼はこの時点で司教補佐であったが、1478年に同ジエクセタで司教職を取得し、1487年にはウィンチェスタ司教に転出する。

なおここで彼の学位に注目しておきたい。宛名では“教令の博士”と書かれ、本文では“試験によってローマ法の教授資格取得者”となっている。ほかに学位取得者としては [3] のジョンがローマ法の博士であり、また [5] のトマスは教会法の学士である。さらに [9] のウィリアムについては神学の博士号が確認された。逆にいえば、学位はわずかにこの4名についてしか確認されない。その最大の理由は『教皇令状簿』の記載にあり、すでに司教や修道院長に昇進しているものに関しては通例として学位に言及されない。従って現職司教で“請願検討顧問”に任命されるほどの人物は、大半が何らかの学位を取得しているものと推定される。

\* \* \* \* \*

この節では“請願裁決法院”の“原基形態”における“請願検討顧問”を考察の対象とした。『教皇令状簿』からは16名が検出された。あるいは、わずか16名しか検出されないというべきか。以下が当面の所見である。

○ 第1点 現職司教が半数の9名にのぼり、しかもそのうちの2名は大司教である。さらに司教2名は後に枢機卿に昇進する。しかし現職枢機卿が“請願検討顧問”を兼任する事例は発見されなかった。司教以外では司教補佐が3名で、そのうちの1名は司教昇進以後にもその職に留まっている。いかえるとこの役職は、司教級あるいは司教候補者級かと推定される。前節の“聴取判事”は司教昇進後に大半がその職を離れ、留任には特別な令状が必要であった。“請願検討顧問”は、いわばその格付において“聴取判事”の上位にあったというべきか。

○ 第2点 わずか2名ながら修道院長が検出された。“請願検討顧問”の役職は、修道会所属の聖職者にも開かれていたといえよう。

○ 第3点 学位は教会法・ローマ法・神学のそれぞれについて1名あるいは2名程度しか確認されない。しかしそれは学位取得者が少ないからではなく、司教が多いからである。『教皇令状簿』では司教や修道院長について、学位の併記を概して省略している。従って彼らが仮に学位取得者であっても、『教皇令状簿』だけでは確認が困難あるいは不可能である。しかし〔第10表〕の司教補佐3名がすべて学位取得者であることからして、逆に“請願検討顧問”を兼任するほどの司教は大半が学位取得者であったと推定される。

○ 第4点 〔第10表〕では、過半数<sup>3)</sup>について“教皇使節”の経歴が確認された。ではその比率は“請願検討顧問”全員について一般化が可能か。おそらく不可能であろう。『教皇令状簿』は本稿の冒頭で述べたように、教皇記録簿の原本から大ブリテンならびにアイルランド関係の文書を選別・抽出して編集したものである。従って仮に大陸出身者が『教皇令状簿』に収録されるとすれば、彼らが何らかの立場でブリテン両島にかかわりをもったばあいに限られる。両島関係の令状発給の事務

に関与しただけのものもあろう。また両島出身者の裁判にでも関与したか。あるいは大陸に居住しながら、両島のどこかに聖職禄を取得したか。〔第10表〕の“使節”の大半は派遣先が両島のいずれかであり、そのことによって『教皇令状簿』に収録された。“請願裁決法院”の前身機関で内勤専念し、しかも両島関係の請願に関与しなければ、これに収録されることがなかった。要するにこの比率の安易な一般化は危険である。いずれにせよ“請願検討顧問”の中には、外交使節の適材も含まれていた。ここではその事実を確認するだけに留めよう。

---

3) “orator”ならびに“nuncio”の検討は本稿(下)の課題になるが、とりあえず前者も結局は使節であることを指摘しておきたい。

---

○ 第5点 引用 [11] のピータは、上記の通りイングランド国王の使者として聖庁へ出張し、帰国に先だって教皇から“請願検討顧問”に任命されている。同様の事情は [5] のトマスや [7] のジョンにも、また [8] のジョンにも見られた。この事実はどのように解釈すべきか。本稿は冒頭で述べたように“教皇礼拝所司祭”に関する研究の予備的な作業である。“教皇礼拝所司祭”に関する別稿では、国王官僚あるいは国王直属聖職者のままでこの称号を取得する事例がとりわけ考察の対象となる。いわば俗界における複数封主制と類似の慣行がそれである。従ってピータなどに見られる事実の解釈は別稿に譲り、ここでは彼らの“請願検討顧問”という称号について名誉称号の可能性を推定するだけに留めたい。

○ 第6点 最後に蛇足ながらある事実を確認しておきたい。本節の最初に『教会法事典』から“請願裁決法院”の形成過程に関する記述を引用し、そこで処理事項の分化に、またそれに伴う処理機関の分化にも言及した。“Signature de justice”と“Signature de grâce”との分化がそれである。やはり『教会法事典』によれば、それはシクストゥス4世以降のことであるという。『教皇令状簿』の第12巻は同教皇の就任直前

まで、つまり1471年までの令状を収録している。従って第12巻までにはその分化を示唆する記述がない。念のためその点を確認しておきたい。要するに本稿の“請願検討顧問”とは“請願裁決法院”の顧問団ではなく、その“原基形態”つまり前身機関の顧問団であった。

本稿は『教会法事典』の目次を参考に、第2節では聖庁尚書院を扱い、第3節は聖庁財務院を検討した。しかし関心の対象はそれらの機構・権限ではなく、その要員であった。第4節ではいわゆる“内的法廷”としての聖庁内赦院について、また第5節では教皇諮問会議に簡単に触れた上で、一方の“外的法廷”のうちの聖庁ロタ法院についてやはりその要員に関する情報を検討した。第6節では聖庁請願裁決法院の前身機関の要員を検討し、これで“外的法廷”に関する検討をすべて終了した。次の課題は、『教会法事典』にそくしていえば“*Secrétairerie des brevets*”の関係者であるが、むしろ史料文面に“secretary”と書かれているものである。

[未完]